

刈分小作制度の諸理論

——東南アジアにおける「互酬的」刈分小作制度の
経済理論構築のために——

福 井 清 一

I. はじめに

アジアにおける地主＝小作関係としては、2つのタイプが観察されている。

1つは、大地主と小作農との間の、位階層的身分秩序を内包する、 Patron-client 関係と呼ばれるタイプで、「温情主義」と形容されるものはこの範疇に属する¹⁾。他の1つは、中小地主と小作農とのより対等な相互扶助的関係で、「互酬的」²⁾と形容される事例はこれに含まれる。

近代化が充分に浸透していない地域では、小作契約の形態として刈分小作という形態が選択される傾向がある。筆者の考えでは、こうした小作契約の選択にあたって、上述のような地主＝小作関係の特質が大きな影響をもつ。

ところで、アジアの発展途上国においては、資産土地分配の平等化による政治的不安定要因の一掃、土地生産性の効率化等を目的として農地改革が実施され、あるいはされようとしている³⁾。

この農地改革の効果については、上述の2つのタイプの地主＝小作関係で大きく異なる。たとえば、比較的政府が農地改革に力を注いできたフィリピンにおいて、まず大地主の所有地においては、農地の所有権の移転（自作農化）はほとんど進展していないものの⁴⁾、刈分小作から定額小作への移行が比較的速やかに遂行されつつある。一方、中小地主の場合には、逆に遅々と

して制度変化が進まない。

このような現象を解釈し、そうした解釈に政策論的意味付けをもたせようとするなら、「温情主義」であるとか「互酬的」であるとかいう概念規定では、厳密さに欠けるばかりか、政策効果を推論できない。

また、そのような古典的発展段階論や社会学的理解の曖昧さを超克するためには、農民の行動動機にまで掘り下げる分析を行うことが要求される。

筆者は、こうした実践的な要請から、近代経済学的な小作制度の理解が、かなり有効であると考える。他方、近代経済学的な解釈は、アカデミックな視点からも、非市場的制度についてその経済分析的解釈を提供するという意味で、大きな意義をもつ。

この近代経済学的な視点からの划分小作論は、すでに数多くに上っている。しかし、後に紹介するように、東南アジアやインドにおける観察例の中には、既存の理論では理解できないタイプの小作契約の形態が存在する。そのような事態に対して、インドの場合には、Bardhan, Srinivasan らによって新たな划分小作の理論が模索されはじめている。これに対して、東南アジアの場合には、「互酬的」といわれる地主、小作関係を軸にした划分小作制度が多くみられる訳だが、その理論化が計られていない。農地改革はもちろんのこと、新技術の導入等による近代化の農村経済への影響を考察するためにも、小作制度の生成、維持、修正の機構を分析的に理解しておく必要がある以上、このような理論の構築は急務であろう。

現在において、新たな理論を生み出そうとするとき、過去の理論を再度見なおすことは極めて有効である。過去の学説史が、現在先進国と呼ばれている諸国のある時代ある地域における経済史と密接に関連している以上、划分小作の理論についてその背景の実態との関係までも含んで整理された知識は、現代における低開発地域の経済発展（ここではとくに農業発展）の研究への指針ないしは助言として役立つ。

刈分小作制度の諸理論

小論の目的は、農地改革による影響が最も大きいと考えられる「互酬的」刈分小作に関して、まず第1にその理論を構築する準備段階として、刈分水作の理論についての経済学説史を整理することである。そして第2は、「互酬的」刈分小作制度を理論化するための新たな視角を提供すること、これである。

以下では、まず、近世西ヨーロッパ農業の実情をふまえた古典派の見解(Ⅱ節), Marshall をその嚆矢とし、主として合衆国において、合衆国農業の経験と問題意識から発展をみた新古典派の伝統的見解(Ⅲ節), 小作農の労働供給や費用分担契約と小作制度の効率性との関係を扱った議論(Ⅳ, V節)を順に概説する。そして、こうした伝統的見解への Cheung の挑戦的労作(Ⅵ節)とそれへの批判(Ⅶ節)を紹介し、これらの論争から発展してきた最近の刈分小作論をやや詳細に検討する(Ⅷ節)、その上で、東南アジアにおける「互酬的」刈分小作制度とこれらの理論との relevancy について考察し(Ⅸ節)、最後に、今後の理論的発展の方向を示唆する(Ⅹ節)。

Ⅱ. 古典派の見解⁵⁾

一般に、経済学説史において古典派と呼ばれる経済学者の中で、最も早く刈分(あるいは分益)小作制度について包括的に論じたのは、A. Smith (1950)であろう。

Smith は、農地制度と一国全体の経済的厚生との関連を論じる。彼は農業生産へのインセンティブという側面から、奴隸制、刈分小作制、定額借地農制、自作制の順に農地制度を位置づける。

刈分小作 (Smith の場合は、フランスの Metayers を念頭においている) は、小作農が自由民で財産を獲得でき、生産物の一定の分け前を受け取ることがで

きるという点で、自分の生活資料以外なに一つ獲得できない奴隸よりは、生産へのインセンティブが大きい。しかしながら、 $\frac{1}{2}$ という高率の小作料率（Metayers の場合はそうであった）は改良へのインセンティブを削ぐ一方で、定額借地制の場合には、Smith の時代のイングランドのように長期に渡って借地権が保証されているなら、「農地をさらに改良するために自分の資本の一部を投じるのを利益だと考えた場合もあった」(p. 443) とし、生産面での定額借地制の優越性を主張する。

さらに Smith は、借地権が保証されている場合でさえ、地代分が土地改良投資に向けられないばかりでなく、西ヨーロッパでは商人や職人と較べて農業者（借地農）の地位が低いと考えられているため、借地農が農耕によって獲得された資財を土地改良へ向けるという可能性について懷疑的で、土地所有のもつ土地改良へのインセティブ効果を重視し、自作農制をより高く評価する。

イングランドの農業専門家であった A. Young (1892) もまた同様の見解を示し、イタリア、フランスの「旅行記」の中で、刈分小作農の貧しさ、収穫量の低さなどを記述している。

こうした見解に対して、フランスの政府広報官であった Betham-Edwards (1892) は、Metayers がフランス農業繁栄の重要な要素であると反論し、C. Maxwell (1929) は、当時のフランス農業の悲惨な状態は認めるとしても、それは Metayers 以外の様々な政治的要因に依存しているのであって⁶⁾、なぜ Young がフランス農業問題の唯一の源泉として Metayers を取り上げるのか理解できないと反駁する。

McCulloch (1843), R. Jones (1831) も刈分小作制に對して否定的な見解を示しているが、彼らの主張は Metayers に重税が課されていた大革命以前のフランスの印象に基づいていた。当時のフランスでは貴族が直接税を免除されていましたために、政府は日ましに増大する国庫の取立て金の負担の一部を、土地

刈分小作制度の諸理論

を占有する人々の上に押しつけそれが小作農に転移されていた。Turgot (n.d) のように、刈分小作農の悲惨な生活の原因は、まさにこの重税であるという見解もある。

これらの見解は、かなり直観的な印象に基づいているという感があるが、Châteauvieux (n.d.) や Sismondi (1827) らは、イタリアにおける刈分小作農のより正確な実態認識に基づいた刈分小作賛成論を展開した。

Châteauvieux は、ロンバルディア、ピエモンテ地域の刈分小作農が、所得水準の低さ、質素な生活状態にもかかわらず、居住環境社会道徳の遵守などの点ですぐれている点を強調し、一種の相互贈与（地主は耕作改善資金を小作農はそれを運用するための思慮と労働を）を通じた親愛の関係として刈分小作制度をみている。

Sismondi も、実際に土地を所有し同時にその土地に居住していたトスカナ地方における刈分小作農を、その生活面、生産活動面の双方から賛美する。そして生産面については、大規模借地農（定額）との比較において、小規模刈分小作農の生産効率達成への寄与を指摘する。地主との間の人間関係が確立し借地権が固定化されている場合、比較的小規模な、『経験を積んだ分益農』といふものは、自分の利害や土地への愛情によってその知性の目を開かれ、最もすぐれた観察者となっている』他方、大規模借地農は『自分はこの土地（小作地）を一時使っているだけであるということ、また自分は一般原則に従って作業をなすべきである、細かい点は無視すべきだということを知っているから』農地一区画ごとの生産、管理についてあまり熱心ではない。

以上のような議論を基にして、J.S. Mill (1848) は、刈分小作制の内在的劣等性（努力への誘因が定額制や自作制に比べて低い）を認めながらもイギリスの著述家達の非難に対しては、刈分制を擁護する。『イタリアの農村経済は、永代借地権を伴う小土地占有にとって有利ないまひとつ実例にはかならないものである』(p. 225)。ではぜ、永代借地権を伴う小土地占有の下では、刈

分制が有利になるのか。Mill は、Châteauviex や Sismondi の議論から、刈分小作で永代借地権を伴う場合には、地主と小作農との間の共同利益の認識によって資本供与が容易になり、小作農による改良への誘因がより強く働くが、定額制下では、地主がその動産を經營の危機にさらさなくとも一定の貨幣収入を保証されているため、資本制限がきつく小作農による改良への誘因が削がれる、と論ずる。

以上を大別すると、定額借地制および自作制の内生的有利性（努力の成果の全てが手もとに残る）を強調する一派と、刈分制の内生的劣等性を認めながらも小作権の保証に伴う共同性によって派生する利益を強調する一派とに分別できそうである。また、古典派の刈分論の特徴は、生産投資という側面に着目していたという点であろう。

このような特徴をもつ古典派の見解は、過去のいまだ分析の枠組みが確立していない時代の議論であり、当然のことながら、直観的印象の域を出ないものが多く、論理的曖昧さが残されている。

次節で展開する新古典派の諸見解では、古典派のような動態的側面が捨象される反面、経済面にのみ限定し限界原理を主軸にしたより緻密な分析が行われる。

III. 新古典派⁷⁾の伝統的見解

刈分小作制度のもつ内生的劣等性については、現に古典派によって指摘された。Marshall (1940) は静態的効率性を規準に、この刈分制の誘因阻害効果についてより詳細な経済分析を行なった (pp. 533~586, p. 644)。

彼の議論は、同時に、新古典派の伝統的見解でもあるので、お馴染みの部分均衡分析を用いて説明しておこう⁸⁾ (図1参照)。

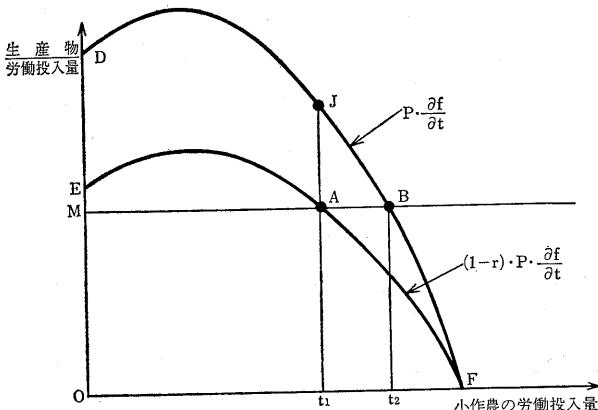


図 1. 部分均衡分析

いま単純化のために、投入要素は労働と土地だけとし、小作農が利用できる小作地面積は一定とする。また、生産物市場、労働市場は完全競争的（市場賃金率Wは一定）であるが、土地用役市場では慣行的な小作料率rが与えられているものと仮定する。このような経済環境の下で、もし地主が自ら雇用労働を使い土地を耕作するか、小作農が定額小作契約で土地を借入し資本家の農企業生産を行なう場合には、各経済主体の利潤極大化行動より労働の限界生産力=市場賃金率が達成される t_2 まで労働が投入される。一方、小作農が划分小作契約で農地を借入し、利潤極大化行動をとれば、限界収入が賃金率に一致する t_1 まで労働が投入される。したがって、划分制の下では JBt_2t_1 の面積に当たる部分の収量がみすみす放棄され、社会全体としては、 JBt_2t_1 から労働費用を差し引いた JAB の部分にあたる損失が生じる。これが、T.E.Aによる划分小作の理論の要旨であり、1940年代以降、合衆国において農地制度を論ずるとき划分小作制度に対する基本的評価となる。

R.O. Heady (1947) は、この種の不効率性以外に、経営と所有の分離に基づ

く小作制度そのもの（刈分小作ばかりではなく）がもつ不効率性を指摘する。つまり、将来所得の不確実性、技術的不確実性、契約期間の不安定、小作農に対する資本制約および費用を分担する際に必要な簿記記帳に関する不正確さ等々によって、小作農の投資行動が制約を受け、完全情報の場合と比較して各投入要素の限界収入曲線が内側に位置することによって、生産の不効率が生じるというのである。

また、Issawi (1951) は、投資による資本費用の増大を上回る収入が期待できる場合でさえ、刈分小作制の下では、小作料を差し引いた限界収入曲線のシットが資本の限界支出の増大を下回ることがありうることを示し、不確実性を考慮しなくとも刈分制は投資への誘因を阻害することを指摘した。

このように、刈分小作制度は生産不効率な制度であるという認識は、新古典派 (Cheung に到るまでの) の人々のコンセンサスを得ていたといってよいであろう。

むろん新古典派といえども、刈分小作の下でも効率的生産を達成しうる可能性について考察しなかったわけではない。Marshall は、小作農に保証された借地権が与えられていない時には、土地改良資本と小作農の労働投入量とを地主が取り決めることができ、その場合には刈分制の下での効率的生産が可能であると考えたし、R. Schickele (1941) や Heady も費用分担契約による制度上の調整が有効であることを指摘した。しかし、Marshall の場合には Metayers が現実には借地権を保証されていること (Higgs (1894) を参考にしている), Schickele, Heady の場合には、実際には労働、機械について小作農の全額負担となっていること、合意形成の難しさ等々の理由で実施できないというのである。

さらに、(Johnson (1950) も、現実には理論の帰結ほど定額制と刈分制の間に、効率性の面での差異は存在しない、と指摘し、伝統的見解に代わりうるいくつかの解釈を試みている。

刈分小作制度の諸理論

従来の新古典派の部分均衡分析では、①小作農による借入地面積の決定という側面が無視されており、②刈分小作制度の下で地主と小作農とが相互の利害をいかに調整して、他の小作制度を採用した場合と同等の効率的生産を達成しているのか、という問題が残る。Johnson は、これらの問題を次のようなモデルによって分析的に指摘する。

彼に従って、小作農はプライステーカーで、労働投入量 n ばかりでなく借入土地面積 Z をも決定できるモデルによって、刈分、定額それぞれにおける小作農の所得極大化の均衡条件を比較する。いす、生産関数を $f(n, z)$, w を賃金率, r を小作料率, R を定額小作料, P を生産物価格とするも、刈分小作制下では、

$$\text{労働投入}(n)について, \quad w = r \cdot P \cdot \frac{\partial f}{\partial n}$$

$$\text{借入地面積}(z)について, \quad \frac{\partial f}{\partial z} = 0 \quad \text{となり,}$$

定額小作制下では、

$$\text{労働投入}(n)について, \quad w = P \cdot \frac{\partial f}{\partial n}$$

$$\text{借入地面積}(z)について, \quad \frac{\partial f}{\partial z} = R \quad \text{となる。}$$

それぞれの要素市場における均衡状態を図示すると図 2 のようになる。図から明らかなように、労働面では他の条件にして同一ならば刈分制の方が不効率であるといえるが、土地の投入をも考慮した場合には他の条件が同一で

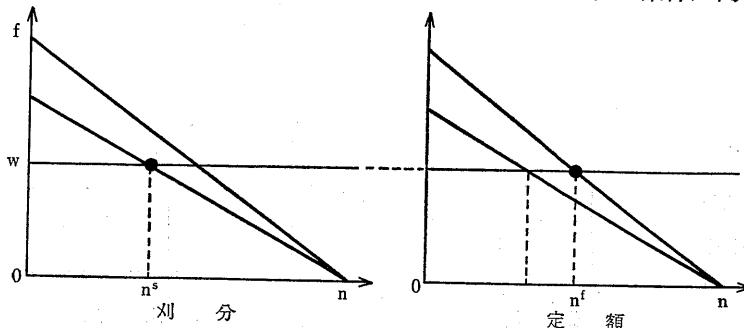


図 2. 労働についての均衡状態

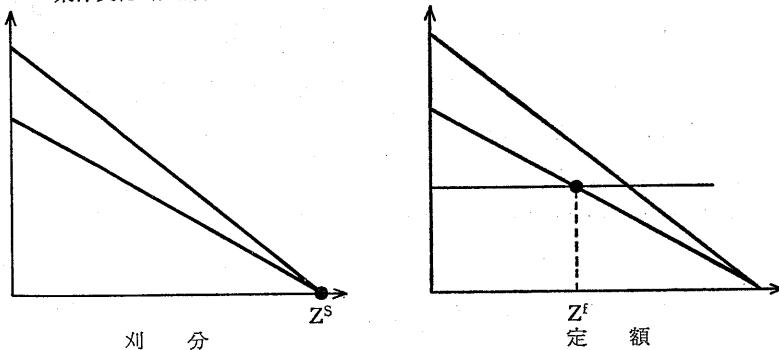


図 2. 土地についての均衡状態

ないばかりか、かえって刈分制下で要素投入量増投へのインヤンティブが働く可能性もある。

さらに、第2の問題点については、小作料率の水準が労働集約度 n/z を上昇させることによって引き下げられる、という地主、小作農間の了承事項があるということにしてモデル化する。

$r=g\left(\frac{n}{z}\right)$, $g'_z < 0$ と特定化し、均衡条件を求ると、(ただし、 $X=n/z$)
労働については、 $(1-g) \cdot P \cdot \frac{\partial f}{\partial X} = w + g_n \cdot X \cdot P$
借入地面積については、 $(1-g) \cdot P \cdot \frac{\partial f}{\partial X} = g_z \cdot X \cdot P$ となる。

ここで、 $g_n < 0$, $g_z > 0$ 。したがって、図3より明らかなように、 $g_z \cdot X \cdot P$ が

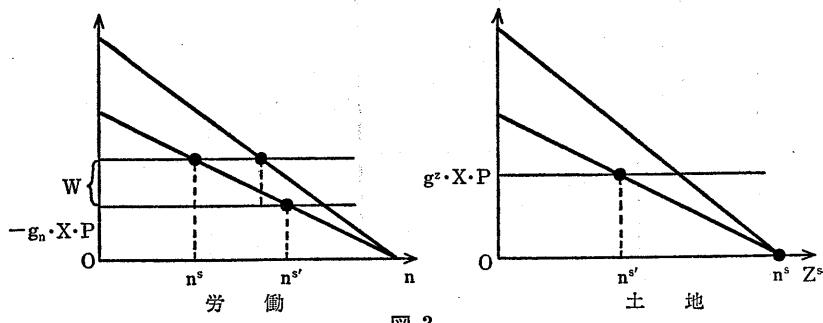


図 3.

刈分小作制度の諸理論

充分小さく、 $-g_n \cdot X \cdot P$ が充分大きい場合（つまり、労働集約度を高めることに対する小作料率の引き下げ割合が大きく、労働集約度を低下させることによる小作料率の引き上げ割合が小さい場合）には、図 2 の刈分の場合より多くの生産を達成しうる。このように、可能性としては否定できない解釈も、①については、借入地面積を小作農が必要なだけ選択するということを地主が容認するか否か、②については、そのような取り決めが実際に行われているか否か、について経験的データが存在しないたあ、Johnson は否定的な見解を示す。

Johnson はさらに、刈分小作制度の下で効率的生産が達成されるための条件として、③最適要素集約度が固定的な慣習的農業の場合、④労働の限界費用がゼロに近い場合には、小作制度の違いが生産性に影響を与えないが、そのような条件が存在しない状況では、⑤小作農の労働集約度を詳細に契約条項に明記するか⑥地主、小作間で費用分担を行うか⑦小作地の貸し出し期間を短期間にし、定額借地制という alternative をもつことによって小作農に効率的な要素集約度の達成を強要するか、のいずれかの手段が考えられるという。そして、⑤については、交渉プロセスが複雑になりすぎる、⑥については、費用分担の可能な要素の範囲が限られている点で問題が残る、として否定的で、唯一有効な手段は⑦であるとする。しかし、この方法も、地主による小作農の搾取につながるという理由で疑問無しとしないこと、度々耕作者が代わることによる種々の移動費用や特定の農地への不慣れから生じる損失等の社会経済的費用も考慮すべきことなどから、必ずしも無条件で容認できない手段である。と注釈を加える。

Johnson の業績は、従来の理論と現実との乖離を指摘し、60年代後半以降展開される様々な刈分論の糸口を提供しているという意味で、極めて重要な位置を占めている。

たとえば、Johnson の論文が発表されて以来、Heady=Kehrberg (1952), Heady (1955), Miller=Chryat=Otfson (1958), Bray (1963) らによって実証研究が

行われた。そこでは、新古典派の伝統的理論に整合的な結果が得られず、後に、①は Bardhan=Srinivasan (1971) に、②は Hsiao (1975), Roumasset (1979), 福井 (1980a) に、④は Georgesch-Roegen (1960) に、⑤は Cheung (1969), Reid (1976) に、そして⑥は Adams-Rask (1968) に受け継がれることになる。

IV. 労働供給の形態と刈分小作制度の効率性

Johnson によって理論と実態との乖離が指摘されて以来、資源配分の効率性についての実態と整合的な刈分小作の理論が多数提出される。

本節では、ある特殊な小作農の労働供給の形態の場合には、刈分小作の下でも他の小作形態と同等の土地生産性を達成しうる、という一連の議論を紹介する。

労働供給という側面に最も早く年がついていたのは、Drake (1952) であろう。

Drake は、数学モデルを使用した一種の主体均衡論によってこの点を指摘している。彼は、生産関数と小作農の効用関数とを以下のように特定化する。

生産関数を $P=x^a y^b$ (ここで、 x は労働投入量、 y は土地面積をそれぞれ示す) とし、小作農の無差別曲線を $Y=K+rx^g$ (Y は小作農の所得、 K, r, g は労働市場の状態、所得と余暇との相対的な選好の程度を示すパラメーターである) とする。また、刈分小作制度の場合には、小作農は所与の小作地面積と小作料率 S を所与として、予算制約を満たしそそ家族労働投入量について効用極大化をはかる。一方、地主は、小作農の極大化行動を制約条件として、面積当たり小作料収入を最大化するように小作料率を決定する。自作または定額小作制の場合には、小作農も地主も自らの労働費用を差し引いた面積当たりのレントを最大

刈分小作制度の諸理論

化するように、労働投入量、小作地面積を選択する。

以上のような設定を数式化すると、

刈分小作制度の場合の均衡条件は、

$$\begin{array}{l} \text{小作農について, } \begin{cases} s \cdot x^a \cdot y^b = K + r \cdot x^s \\ \frac{\partial}{\partial x} (s \cdot x^a \cdot y^b) = \frac{\partial}{\partial x} (K + r \cdot x^s) \end{cases} \\ \text{地主について, } \frac{\partial}{\partial s} (1-s) \cdot x^a \cdot y^b = 0 \text{ となり, これより } x, y, s \text{ の均衡値を求めるということになる。} \end{array}$$

定額小作制（または自作制）の場合の均衡条件は、

$$\text{小作農について, } \frac{\partial [x^a y^b - (K + r x^s)] / y}{\partial y} = 0$$

$$\text{地主について, } \frac{\partial [x^a y^b - (K + r x^s)] / x}{\partial x} = 0$$

となり、 x, y の均衡値が定まる。

このようにして、均衡において生産される面積当たり産出量が算出される。

Drake は、両制度の間でこの生産性を比較し、刈分小作制下において他の制度と同等の効率性を達成できるのは、小作農の労働供給が、所得に関して極めて非弾力的な場合に限られることを示した。

Drake の意図は、むしろ刈分小作制度が効率的であり得るのはごく限られたケースに限定されるのであり、一般的には刈分小作制度が不効率な制度であることを論証することにあった。しかし、労働供給の形態と刈分小作制度の下での生産効率との関係を、主体均衡論の枠組みで関連づけたという先駆性は、特筆すべきものがある。Ruttan (1966) が示唆するように、農業技術が低水準で、労働以外の投入要素費用が無視できるほど小さい場合には、このような主体均衡論的接近法は有意義であるかもしれない。

Drake のケースというのは、労働の限界評価曲線が垂直な部分で限界収入曲線と交わるような場合に対応する。これに対して、Georgesh-Roegen (1960) は、小作農が家族所得極大化原理に基づいて行動する場合には労働の限界評

価曲線がゼロのレベルで水平になり、刈分小作制度の下でも他の小作制度の同等の効率的生産が達成されることを示唆している (p. 26)。では、いかなる論拠でこのような行動原理が正当化されるのか。Georgesch-Roegen は、人口過剰で封建的地主、小作関係が確立されている場合には、封建的地主が地代所得を最大化するたあ小作農がせいぜい最低生活水準を達成できる程度にまで小作料率を引き上げるような状況を想定する。このような状況では、限界原理が作用せず、定額でも刈分でも小作農は全く同様の労働投入を実行する。したがって、刈分小作制の内生的な短所が顕在化しないのである。

ただし、限界生産力がゼロになるまで労働を投入するという説に対しては、Shultz (1956), (1964), J. Veiner (1957), G. Haberler (1957) らによって反証がなされており、A.K. Sen (1966) は過剰労働力 (Surplus Labor) の存在と労働の限界不効用がゼロにならない、したがって労働の限界生産力がゼロにならないことが両立しうることを理論的に示した。この場合には、刈分小作制が資源配分の不効率性をもたらす。

同様に過剰労働力は存在するが限界生産力がゼロにならないような状況でも、逆 S 字形労働供給曲線にそって労働が供給されるなら刈分制でも効率的資源配分が達成されることが、Huang (1973), (1976) によって指摘されている。

Huang は、マレーシアの事例を念頭においていた最低生活水準仮説モデルにとって、この点を説明する。彼のモデルは稻作部門と非稻作部門の併存する 2 部門モデルで、非稻作部門では賃金雇用機会が存在する。この非稻作部門における賃金雇用機会は、探索や移動費用を要するたあに稻作農民からみて無制限に開かれているわけではない（個別農民からみると、自分の労働に対する需要曲線がある有限の値まで水平でそこから急激に下向する、という形態をとる）。

このような設定の下では、稻作農民は稻作部門からの総所得曲線 AA' と非稻作部門からの総所得曲線 ABC とに直面する（図 4）。合理的な農民は、図 5

刈分小作制度の諸理論

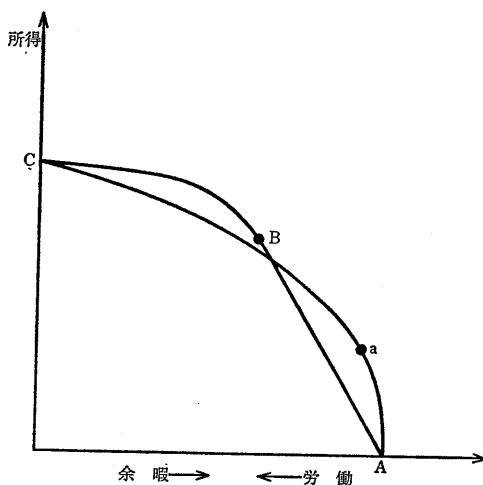


図 4. 稲作部門、非稲作部門の所得曲線

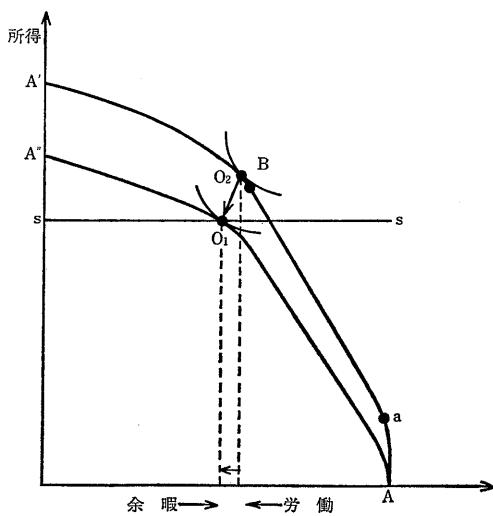


図 5. 逆 S 字型労働供給と刈分小作契約

に示されたような合成された総所得曲線 A_aBA' にそって選択を行う。

Huang はこのような経済において、農民が最低生活水準近傍で生活しており、逆 S 字型労働供給曲線にしたがって労働供給を行う場合の各種小作制度間での労働投入量の比較を行う。そして、図 5 から明らかのように、無差別曲線と総所得曲線 I と総所得曲線との接点 O が水平部分にない場合には、自作制 (A_aBA' 上の接点 O_2) よりも刈分制 (AA'' 上の接点 O_1) の方が稻作部門への労働投入量が多くなる、という結論を導く。ただし、定額制との比較では増減いずれか明らかでない。

実際、西マレーシアで比較的生活水準が低く、非稻作部門の雇用機会に恵まれない Kelantan 州では、刈分小作が支配的である。Huang は、Kelantan 州の資料を用い、米の土地生産性と経営面積あるいは非農所得との回帰分析を行って、経営面積が狭いほど、非農所得が低いほど末の土地生産性が高くなるという関係を見い出し、彼の理論を補促している。

V. 費用分担契約

費用分担契約とは、地主と小作農との間で事前に要素投入費用の分担割合を取り決めておくという契約である。この種の取り決めによる効率的資産源配分の理論的可能性については、すでに多くの指摘外なされており、この点は前述した通りである。

しかし現実には、低開発国においてこのような契約が、産出量だけの分配契約ほど多くは観察されていない。実際にこのような取り決めが実施されない理由については、Schickele, Heady, Johnson らによって示唆されたものの、必ずしも分析的ではなかった。以下では、費用分担契約が一般的にはそれほど普及しなかった点についてのより分析的な解釈を紹介しておく。

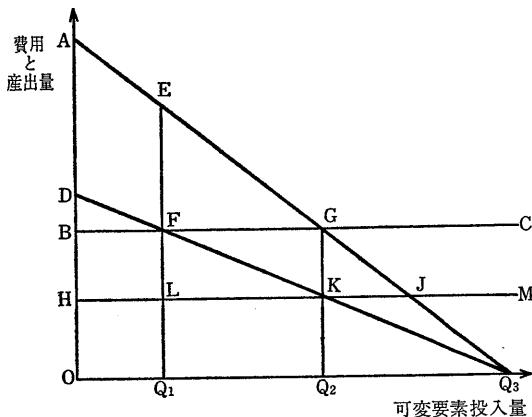


図 6. 費用分担と划分小作

Adams=Rask (1968) は、T.E.A. と同じ設定のモデルを用いてこの点を説明する（図6参照）。

いま、簡単化のために農産物の限界価値生産力曲線（以下 MVP ）を線型 (AQ_s) で表わすと、划分小作契約の場合には小作農の要素投入量は OQ_1 である。このとき、小作農のレントは DFB であり地主のレントは $AEFD$ である。

次に、小作料率に等しい割合で地主、小作農間の費用分担契約が成立した場合には、小作農のレントは DKH であり、費用分担契約を行わない場合と比べて $BFKH$ だけ増加する。このため、小作農にとっては費用分担契約を結ぶことが望ましい。一方、地主側はこの契約によってレントとしての粗収入は $EGKF$ だけ増加するが、要素費用を分担するため、費用の方も $BGKH$ だけ増加してしまう。したがって、純収入は ρEGF マイナス $BFLH$ に相当する額となる。この場合、もし $\rho EGF < BFLH$ であれば、純収入は増加するのであるから費用分担は地主にとって望ましい。しかし、 $\rho EGF < BFLH$ の場合には、地主にとって費用分担することが利益にならないためこのような契約は結ばれないであろう。

Adams=Rask は、現実に費用分担契約があまり観察されない主たる要因は、このような地主の利害に求あられると考める。

彼らの論文には対しては、Gisser (1969) Scott (1970) のコメントがあり、それに対する Adams=Rask (1969) (1970) の反論も行われた。とくに、Scott は、Adams=Rask が小作料率 ρ を所与として分析を行なったことに対して異議を呈出する。Scott によれば、 ρ を調整することによって地主の粗収入の増分 ρEGF を費用負担の増分 $BFLA$ に等しくすることが可能である。彼は、簡単な代数を使って、初期の ρ が $\rho \geq \frac{AB}{OA}$ のときには費用分担によって必ず地主小作双方の純利益を増大させられる新たな ρ の水準が存在することを証明している。

Scott のこの調整の可能性をとり入れた議論に対しての Adams=Rask の反論は次の 3 点に要約できる。①発展途上国においては、可変要素費用の投入額は経済的にみてごくわずかであり、 $\rho \geq \frac{AB}{OA}$ という不等式が満たされるのは非常に稀有である。②適当な ρ の水準を算定するための費用は、無視できないほど大きい。③ Scott の主張は地主の小作料取得分を高めることを要求するものであり、このことは農村社会における平等化という公共政策の目標に反するものである。

費用分担契約に関してこのような論争が行われる一方、こうした契約が結ばれなくとも刈分小作制度は、効率的な資源配分を達成する、という主張が現われる。

VII. 伝統的見解への Cheung の挑戦

Cheung は、費用分担契約が地主、小作間の利害調整の難しさを内包しており、刈分小作制度の効率的生産への影響を説明するには power 不足である、

刈分小作制度の諸理論

という認識の上に立って代表的刈分小作論の構築を試みた⁹⁾。

Cheung (1969) の理論は、制度の選択の理論であり、資源配分の効率性だけに留まらず取引費用・危険分担機能という視点をも含めた多面的な刈分小作の理論となっている。

彼はまず、資源配分の効率性という側面に焦点をめて、一般均衡論の枠組みで刈分小作制度の下でも競争的均衡を達成しうることを論証する。

彼のモデルでは多数の地主と小作農とが存在する原子論的市場が前提となる。この世界における生産要素である土地と労働の要素市場は、完全競争的で、土地については私的所有権が確立されている。そして、地主は所有地(一定)からの地代所得を、小作農は小作地からの収入を極大化するように行動し、競売を通じて小作料率、労働集約度が決定される。

達成された競争的均衡状態では、刈分小作契約を結んだ各経済主体の地代所得、小作所得がそれぞれの機会所得（地主は定額制の場合の、小作農は定額制あるいは賃金労働市場で労働した場合の）に等しくなる。

ここで注意を要するのは、Cheung が資源配分についての実態を説明するために、取引費用（交渉費用、契約を履行させるための費用）および収量変動に起因する不確実性を、まず、無視している点である。このような設定の下で競争的均衡が達成されれば、上述のような帰結はある意味で自明であり、むしろ取引費用や不確実性の存在を反映した一般均衡分析によって資源配分の実態を説明すべきである。

このような問題点に留意した上で、後の議論とも関連するため、Cheung の競争的均衡モデルをより詳細に説明しておこう。

図 7 は、図 1 とほぼ同様の図で、縦軸に賃金率、限界生産力、横軸に労働投入量をとる。 $\frac{\partial f}{\partial l}$ は労働の限界生産力曲線を、 $\frac{\partial f}{\partial l} \cdot (1-r)$ は労働の限界収益曲線を示し、賃金率は \overline{OM} に等しいものとする。T.E.A では、均衡点は A であり、小作農の労働投入量は t_1 であった。

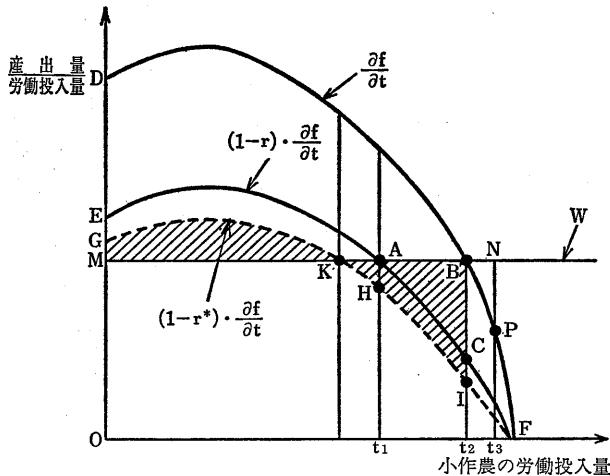


図 7. Cheung の競争均衡モデル

いま、小作料率 r が 0.4 と与えられたとき、小作農の労働投入量 t_2 たが契約で規定されたなら、地主の地代所得は $EDBE$ 、小作農のそれは $OECt_2$ となる。この場合 $EAM > ABC$ であるため、小作農の所得は彼の機会所得（賃金収入） $OMBt_2$ より多くなるし、地主の地代収入は自作あるいは定額の場合より少なくなる。このような不均衡を解消するためには、小作農間の競争を通じて総小作収入が賃金収入に等しくなる t_3 まで労働投入量を増やすか、小作料率を引き下げるか、いずれかの手段が考えられる。

しかし、小作農が t_3 まで労働を投入すると、地主の受け取る地代収入は MDB マイナス BNP に相当することになり、自作あるいは定額小作の場合の収入より小くなることを意味する。

したがって、刈分小作制の下で小作農の所得を機会所得に等しくしつつ、自己の収入を他の契約形態の下でのそれに均等化させるためには、小作料率を r^* にまで上昇させる以外に方策はない。

r^* が選択された場合には、小作農の限界収入曲線も平均収入曲線も図の点

刈分小作制度の諸理論

線で描かれた曲線にシフトする。このとき、 MGK と KBI とは等しく、 t_2 まで小作農は労働を投入するものとした場合、小作農の小作収入 $f(t) \cdot (1-r^*)$ は労働市場での機会収入 $w \cdot t$ に等しくなる。また、地主の地代所得 $GDBI$ も他の小作形態の下での地代所得 MDB に等しくなる。

このように、競争的地代 $r^* \cdot f(t_2)$ が市場で決定されそれが事後的にも契約面で支払われるという前提に立てば、競争的均衡は土地の効率的利用を達成する。

こうして、契約形態のいかんにかかわらず資源配分の効率性が達成されることが論証されるが、これでは刈分小作契約がなぜ選択されるのかという問題を説明できない。

そこで Cheung は、典型的な 3 タイプの小作契約（定額、刈分、賃金）を取り費用、危険分担という視点から比較することによってこの問題に接近する。

農業生産者が複数の所有者からその生産資源を雇用することによって生産効率を増大させるには、契約の必要が生じる。この生産資源を結合するための契約は、所有権の部分的移譲を伴い、したがって必然的に契約条項を決定するための交渉費用、決定された契約条項を履行させるための強制費用を生じる。

Cheung によれば、刈分小作制度の場合には、他の小作形態と比較して、小作料率、投入要素の集約度、作物の品種等々に関する契約条項が複雑で、そのような契約条項を履行させるための費用もより高くなる。そのため、取引費用という観点からみると、刈分制は劣位にある。では、刈分制が選択される理由は何かというと、それは刈分小作のもつ危険分担機能にある。

農業生産においては、天候、病虫害等農民からみて外生的な要因に基づく収量の変動が、特に大きい。定額の場合には、この種のリスクは全て小作農が負担することになるし、賃金契約の場合には逆に、地主が負担する。これに対して、刈分制の場合には地主、小作双方がリスクを分担することになる

ため、双方共に危険回避的性向をもつ場合には刈分制が好まれる。

むろん、定額制や賃金契約の場合でも事後的にリスクの分散をはかることは可能である。しかし、この場合には再交渉に要する取引費用が無視できない。

このように、小作契約の形態を選択するに当っては、資源配分の効率性という規準よりも取引費用と危険分担に対する選好の程度とが決定因となり、刈分小作制度は危険分担への選好度が高い場合に選択される、というのが、Cheung の論旨である。

VII. Cheung の命題への疑問と批判

従来の議論が、資源配分の効率性という視点から刈分小作制度を論じたのに対し、取引費用、危険分担といった新たな視座を提供した Cheung の業績は高く評価されるべきであろう。また、1920～30年代の中国農村における経験的事実¹⁰⁾に基づいたものであるだけに、中国における刈分小作制度の理論としては、かなり説得力に富むものであるかもしれない。

しかし、この Cheung の理論の一般的妥当性については、多くの疑問が投げかけられている。

以下では、資源配分の効率性、危険分担機能、取引費用、技術等の視点から投げられた批判的コメントおよびそれへの反批判を紹介する。

(1)資源配分の効率性について

Bardhan-Srinivasan (1971) は、資源配分の効率性に関する Cheung の一般均衡モデルの問題点として、以下の 4 点を指摘し、それと対比させた形で彼らの一般均衡モデルを提示する。

① Cheung のモデルでは、地主側の極大化行動しか扱っていない。これに対して、 $B=S$ モデルでは、各経済主体の主体均衡とそこから導き出される市場均衡を考慮に入れる。

② Cheung モデルにおける地主は、小作農の労働量を選択できる。しかし、もしも刈分小作契約において労働の集約度に関する条項が明記されていないなら¹¹⁾、労働投入に関する意志決定は小作農に委ねられると考える方が適当である。

③ Cheung は、小作料率が競争的に市場で決定されると考えているようであるが、少なくとも彼の数学モデル¹²⁾では地主が小作料率 r (および労働集約度) に関して利潤極大化行動を行なうことっており、この点は理解し難い。労働投入に関する意志決定が市場にではなく小作農に委ねられていると考えた場合には、小作料ではなく小作料率 r が市場で決定され、小作農はその r を所与として行動すると考えるべきである。Cheung の数学モデルのような認定が可能なのは、地主が土地用役市場において売手独占者として行動できる場合に限られる。

④ Cheung は、地主が所有地を分散的に複数の小作農に貸しつけることが可能であるとし、決定変数として地片数を付け加える。しかし現実には、地主ばかりでなく小作農も複数の経済主体と取引を行えるはずである。そこで、 $B=S$ モデルでは、地片数に上限を設け、地片数を常にその上限に等しいものと仮定する。このような特定化を行なうのは次の理由による。

各経済主体が地片を多くすればするほど、収穫進減の仮定の下では収量が増加する。したがって、地片の増加に伴う経済主体の限界初用は常に正である。このことは、地片を分割していくことにより際限なく利益を得ることを意味する。そこで、意味のある分析を行ったために上述のような仮定を設ける。

以上の諸点を考慮に入れて、 $B=S$ は以下のような一財モデルで一般均衡

分析を行う。

この世界には多数の耕作地主と多数の純刈分小作農とが存在し、土地と労働を使用して生産を行なっている。市場は全て競争的で、賃金率も小作料率も市場で決定され、各経済主体はそれらを所与として、要素投入量に関して初用極大化行動をとる。数学的表記法を使うと、

小作農の極大化問題は¹³⁾、

$$\underset{H, l_1, l_2}{\text{Max}} \quad U^1(C^1, 1-l_1-l_2) \quad \text{制約条件, } C^1 = (1-r) \cdot F(H, l_1) + w \cdot l_2$$

地主のそれは、

$$\underset{q, x, y}{\text{Max}} \quad U^2(C^2, 1-y) \quad \text{制約条件, } C^2 = G(1-q, x+y) - wx + r \cdot F(q, L)$$

となる。ここで、 $U^i(\cdot)$ ：効用関数、 $F(\cdot)$ ：小作地の生産関数、 $G(\cdot)$ ：自作地の生産関数、 C^i ：消費量、 H ：借入面積、 q ：貸付面積、 l_1 ：小作地への労働投入量、 l_2 ：賃金労働市場での労働投入量、 x ：自作地における雇用労働投入量、 y ：自作地における自家労働投入量、 r ：小作料率、 w ：市場賃金率。

以上の設定の下で、一階の条件を求める

〈小作農の主体均衡〉

$$(1-r^*) \cdot F_{l_1} = 0 \dots ①$$

$$(1-r^*) \cdot F_{l_2} = w \dots ②$$

$$w = \frac{U^1_{l_1-l_2}}{C^1} \dots ③$$

〈地主の主体均衡〉

$$G_{1-q} = r^* \cdot F_g \dots ④$$

$$G_x = w \dots \dots \dots ⑤$$

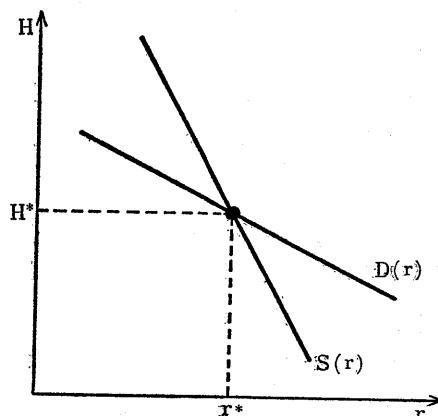
$$G_{1-y} = \frac{U^2_{1-y}}{C^2} \dots ⑥$$

となり、これらの主体均衡条件から導出された需要曲線、供給曲線より、図8のような土地用役市場における市場均衡が達成される。

資源配分の効率性に関する B=S モデルの帰結と、Cheung の結論との主な相違は、①②式に見い出せる。この条件に、Johnson のケース①（第Ⅲ節）に相当し、刈分小作制度は限界生産力が要素価格と一致しないという意味で資源配分を不効率にする一方で、必ずしも土地生産性の面で劣位にあるとはいえない、ということを示している。

すでに指摘したように、資源配分の効率性を論じようとする時には刈分小

作制度存立の基本要因である取引費用や収量が事前に確定できないという意味での不確実性の存在を前提にしたモデルの設定が要求される。その意味では、土地用役価格が取引費用や不確実性のゆえに市場では決定できないという刈分小作契約の本質を把えている点で、 $B=S$ モデルは目的に齊合的なモデルであるといえよう。

図 8. $B=S$ モデルにおける市場均衡

このような $B=S$ による Cheung 批判、代替的な一般均衡モデルに対しては、Newbery (1974), (1975) による反批判がなされている。

Newbery は、 $B=S$ のコメントのうち③に対して、Cheung のモデルは競争的均衡モデルと考えるのが公正な評価であるとし、むしろ独立的なのは $B=S$ のモデルであると反論する。つまり、 $B=S$ のモデルでは、小作農が余剰を獲得し市場均衡値 r^* が変化しなければ、土地用役市場において超過需要が発生し不均衡状態に陥るはずである。この状態では、個々の地主は超過需要に直面するため潜在的な独占的供給者となる。

また、①②に対しては、最低労働集約度契約という概念を使って Cheung のモデルを再解釈する。Newbery はまず、刈分小作契約の中に小作料率ばかりでなく、最低労働集約度 l^* についての条項も盛り込むという仮定を設け¹⁴⁾、小作農はこの契約条項を所与として借入面積、労働投入量を決定するものと想定する。いま、規模に関して収穫一定という仮定を設けると、彼の主体均衡条件は、

$$\text{労働集約度について, } l=l^*$$

…①

借入地面積について, $(1-r) \cdot f(l^*) - w \cdot l^* \geq 0$ ……②
となる。

一方, 地主は, 小作農間の競争を通じて小作料率 r を②式の等号が成立するまで引き上げることができる。こうして地主も r に関して地代所有 $r \cdot f(l)$ を極大化する。

このとき達成される均衡条件は, Cheung の均衡条件に一致し, しかも主体均衡と市場均衡とを同時に考慮しているから, $B=S$ のコメント①②は当たらない, というわけである。

さらに, ④については, 規模に関して収穫追減を仮定すると, $B=S$ の指摘は当てはまらないことを示している。

このように, Newbery は $B=S$ モデルに対して包括的な批判を試みたわけであるが, ④に対する反論を除けば, ほぼ $B=S$ (1974) の再反論によって退けられている。この反批判の詳細については省略するが, 主な論点を要約すると, (a) $B=S$ モデルでは, モデルの帰結として定額小作契約は存在しえず, 均衡において刈分小作契約で貸借される小作地面積は正となる。したがって, Newbery の第 1 の論点は当たらない。(b) Newbery のモデルでも, 地主が小作料率について極大化行動をとるという設定になっており, 原子論的市場において小作料率を地主が操作できるというのは妙な話である。仮に, 小作料率を所与として労働集約度についてのみ選択を行なうとした場合には, 効率的な資源配分が達成されるのは非常に特殊なケースに限られる。⑤最低労働投入量契約によって決められた l^* という水準は交渉の事後的結果であって, 小作農の側の事前的な選択の可能性(小作農が主体均衡を実現する以上, 当然このような可能性が考慮されねばならない)については説明されていない。また, このようなモデルの特定化を行う論拠として中国における実例が存在したこと (Cheung (1969)) をあげているが, そこで l^* の水準は小作農が雇用する労働者の人数であり, 労働時間ではない。

(2) 危険分担機能

Cheung は刈分小作制度が選択される主な要因は、その危険分担機能であると考えた。しかし、Cheung も指摘しているように、実際に刈分小作を選好するのは危険分担機能を選好する危険回避的経済主体である。農業生産においても、生産物の選択や要素投入についての意志決定に対する報酬を目的に活動する企業家の経済主体が存在し、彼らの場合には、むしろ利潤 (Alchian (1950) や Knight (1965) の意味での経営者利潤) のために敢えて危険を負担する傾向がある。

Rao (1971) は、このような観点から“インドにおいては、刈分小作制度は、比較的意志決定の範囲が狭いという意味で、経済的確実性のある地域に見い出される”(p. 578) という事実を論拠に刈分小作制度が普及するためには、経済的確実性が必要であり、不確実性が高い状況ではむしろ定額小作制が必要とされる、と論じている (p. 582)。

Rao の主張は、小作農が相対的に危険回避よりも所得を選好する場合には、定額小作制度を選好することがあり得る、というもので、Cheung の主張と矛盾するものではない。

このような、Cheung, Rao 双方の主張を齊合的に裏付ける事実が、マレーシアにおいて観察されている (Huang (1973))。

西マレーシアでは、東海岸と西海岸とで小作契約が明らかに異なる。所得水準が低く自給的で、収量変動も大きな東海岸の Kelantan 州においては、刈分小作制度が支配的である。一方、所得水準が高く、灌漑設備の整備により収量も安定的な西海岸では、危険分担機能の重要性が低下し、貨幣経済の帰属による金納制指向とも相俟って、定額制が支配的となっている。これらの事実は、Cheung の主張と一致するばかりでなく Rao の「企業家の小作農にとっては定額制が好ましい」という命題とも矛盾しない。

ところで、Rao の主張は小作農の側からの選択の理論であり、地主が企業

家能力をもち、危険回避よりもむしろ所得を選好する場合については考察していない。

Ho (1977) は、Gray=Turner (1920) によって指摘された合衆国における経験的事実から、地主が小作農より経営に必要な企業家の能力をもち、賃金契約を結んだ場合の労働者監視費用が大きな場合には、刈分小作制度が選好されるであろう、と指摘している。

以上の議論では、Cheung が指摘した「危険回避的経済主体を前提にした場合には刈分小作が選好される」という命題は否定されていない。

しかし、危険に対して回避的な地主、小作農の間でも、刈分小作制度は選好されないかもしれない。

Sliglitz (1974), Newbery (1973) は、地主、水作農双方共に、定額小作契約と賃金契約との混合契約を結ぶことによって、刈分小作契約と同等の危険分担機能を維持することが可能であることを、履行強制費用、交渉費用を無視し、収量変動を表わす確率変数が multiplicative な場合について論証した¹⁴⁾。

(3)取引費用

Cheung は取引費用の面からみて刈分小作制度が劣位にあると主張したが、Rao [前出], Reid (1976) らはこれに異議を唱える。

Rao は、schultz (1965) のいう慣習的農業生産の場合には、要素の投入量が固定的であるため、Cheung の指摘するように費用をかけて生産要素の投入活動を監視する必要が生じない、と主張する。

また、Reid によれば、契約条項が詳細にわたる場合、生産過程の各段階で事前の生産計画を事後的に逐次修正していくという、農業生産の段階性を考えると、むしろ定額制や賃金契約の方が取引費用（再交渉費用）は高くつく（刈分制の場合には、事前にその問題についての合意がある程度成立している）。これに対して、地主が危険中立的小作農が危険回避的な場合には、最も安価に

刈分小作制度の諸理論

生産計画を調整できるのは自作制であると考えられるかもしれない。しかし、刈分小作の場合には、共同利益の認識してより地主から生産要素を容易に融通してもらえる (J.S. Mill の主張でもある) という利点があり、必ずしも刈分小作が計画調整の面で不利であるとは断定できない。

さらに Reid は、定額制プラス賃金契約といふ混合契約との比較においても、2形態の契約よりも1形態の契約の方が契約内容はより簡単であるとして交渉費用の面から刈分小作制をより高く評価する。

(4)技術進歩と規模の経済性

秋野 (1974) は Cheung (1969) の書評の中で、「土地保有形態の選択は、規模の経済性と密接に関連していると判断される」(p. 187) とし、「Cheung の分析で規模の経済性について全く考慮が払われていないのはなんとも理解し難い」と述べている。

事実、アジアの稻作地帯のデータは、経営規模別に各小作形態の下での土地生産性を比較すると、小規模層では刈分小作制度の方がより集約的な生産が行われている、という経験的事実を示している (Ruttan (1966), Rao (前出))。また、Day (1967) は、合衆国ミシシッピーデルタの綿。とうもろこし地帯におけるデータから、技術進歩、規模の変化と小作形態の変化との関連を示唆している¹⁵⁾。さらに、B=S (1971) も、労働增加的技術進歩によって刈分小作制は減少するが、土地増加的技術進歩(たとえば灌漑施設の整備に伴う多毛化)によって逆に刈分小作制は増加することを理論的に導出し、インドのデータを用いて実証している。

以上のように、実証研究は、刈分小作制度と技術、経営規模等との間に何らかの関連があることを示唆している。しかし、なぜ、ある規模や技術水準の場合に特定の小作契約形態が選択されるのか、という刈分論の基本問題についての解答はいまだ与えられておらず、むしろ今後の課題として位置づけ

られるべきであろう。この点で、小作農の立場から見ると、大規模化は必ずしも好ましくない。この点で、大規模化に伴い賃金労働者への需要も拡大する場合には、賃金労働者の監視という面からみて混合契約（定額プラス賃金契約）よりも刈分小作契約の方が優っている、という Newbery (1973) の指摘は、上述の課題を考えるに当って示唆的である。

VIII. 刈分小作の理論への代替的接近

前節では、Cheung の刈分小作の理論に対する多方面からの批判を網羅した。これらの批判は、Cheung の理論に対する断片的な批判が主で、それに代り得る理論は提出されなかったといってよい。

$B=S$ のモデルは、Johnson が指摘したような非現実的設定（小作農は必要なだけ小作地を借りできる）が含まれているし、危険分担機能、取引費用等の面から明示的に刈分論が展開されているわけではない。また、Rao の仮説も Cheung の理論に代わりうるというよりは、それを補完するものといえる。さらに、技術経営規模と刈分小作制度との関連についての指摘は、技術水準の低い低開発地域においてなぜ刈分小作制が支配的であるのか、という基本問題に対する解答になっていない。

しかし、70年代半ばになるとようやく Cheung 批判も一段落し、Cheung の理論に代わりうる刈分小作の理論あるいは Cheung の理論を補完する理論が登場する。

すでに紹介した Reid (1976) (1977) は、自らの研究 (1973), Higgs (1971), Wright (1971), Rao (前出) 等を依りごろに、Cheung が刈分小作制度存立の決定的要因と考えた危険分担機能に対して否定的見解を示す。そして、Cheung と同様の一般均衡モデルで資源配分の効率性を論証し ((1976)), 刈分小作制

度が選択される理由を、Cheung とは逆に、取引費用が低い点に求める。

Reid の一般均衡モデルは、Cheung のモデルと本質的に何ら変わらないのであるが、モデルの構造と現実との対応関係について論及しているので、ここに概説しておこう。

$B=S$ の一般均衡モデルの枠組みで、刈分、定額、賃金契約といった3つの小作形態を含めた場合（つまりそれぞれの土地面積が正の値をとる場合）、地主、小作農双方の主体均衡を同時に満たす刈分小作料率はしとなってしまう¹⁶。そこで Reid は、このような難点を回避するために小作料率 r と刈分制下の労働集約度 l_s とが競争的な市場で決定されるという仮定をおく。

生産関数の一次同次性を仮定すると、刈分小作地に関する均衡条件は、

$$\langle \text{小作農側} \rangle \quad (1-r) \cdot f(l_s) - w \cdot l_s = 0$$

$$\langle \text{地主側} \rangle \quad r \cdot f(l_s) - R = 0$$

となる。この2式より、 l_s^* 、 r^* （均衡値）が導かれるが、Reid は l_s^* が自作地、定額小作地のそれと等しいことを簡単な計算によって示した。この結果は、競争市場で要素分配率に見合う刈分小作料が決定されるという仮定から必然的に導かれるもので、ある意味で自明である¹⁷。

Reid はさらに、このモデルの設定および帰結と戦前の中国や合衆国南部の実例との関連について言及する。

中国や合衆国の刈分小作に関する特徴として、以下のような諸点を指摘することができる。①刈分小作は、定額や自作と同程度に効率的である。②刈分小作契約は、共同抗入財の量や使用法についての契約条項を含む。③ほとんどの契約は毎年更新される。④刈分小作は、他の小作形態が併存する競争的な要素市場を前提にして生じている。⑤刈分小作地の割合は、非常に少數でもなければ支配的でもない。

①は、Reid のモデルの結論そのものであり、②④は競争市場の想定と符号するものである。また、③⑤は Reid のモデルが内点解をもつことを正当化す

る¹⁸⁾。

こうして Reid は、Cheung の一般均衡モデルを実例との関連性を明らかにすることによって（その当初の意図とは逆に）補強した。ただし、取引費用についての考え方方は Cheung と全く正反対で、前節で紹介したようにむしろ刈分小作の方が取引費用は安くつくと主張する。とりわけ、小作農による生産が地主からの助言に大きく依存するようなケースにはこのような傾向が顕著であろう。この場合、取引費用（とくに監視費用）に大きな利害をもつ地主は貸金契約との比較で、小作農が生産へのインセンティブをより強くもつために監視費用が少なくてすむ、と予想される刈分小作利を選好する。一方、地主より知識・経験の浅い小作農は、定額制との比較で、地主が生産水準に関心を持っているために助言を受けやすい、と期待される刈分小作制を選好する。

Reid は、このようなケースに対応する実例を、Higgs (前出), Winters (前出), Burcroff (n.d.), Shlomowitz (1975) 等に求め、経営技術が複雑な作物の生産者、相対的に高い技術をもつ地主、相対的に低い技術しかもたない小作農、移民などには、刈刈分小作契約が選好されるとしている。

このように Reid の議論は、刈分小作制度を履行強制費用削減と生産努力へのインセンティブ強化のためのシステムと見る、という点でユニークなものであるといえる。

しかし、一般に地主と小作農とが共同の利益を見い出し協調するためには、通常、彼らの間に親密な人間関係が形成されていかなければなるまい。事実、Reid (1973) は、地主、小作間の相互連関の証拠として当時の記録や出版物における南北戦争後の合衆国南部における種々の事例を示している。こうした個人的な人間関係を軸にした取引と、Reid が最初に展開した競争均衡モデルとの一貫性は、はたして正当化されうるのであろうか。

Cheung や Reid の理論は、取引費用や収量変動の不確実性が存在しないと

刈分小作制度の諸理論

仮定した場合の競争均衡を他の小作形態と比較し、取引費用、収量変動の不確実性を導入しなければ、刈分小作が選択されるという現実を説明できないとする論法であった。しかし、Cheung の場合はまだしも、Reid の場合には自らの競争均衡モデルと現実との妥当性にまで言及し、その上で競争市場で展開されるものとは対極に位置する個人間取引という設定を重視する、という矛盾を内包しているのである。

Sutinen (1975) は、Cheung の数学モデルに不確実性を導入し、各経済主体間の危険に対する態度を危険回避的であると特定化することによって、刈分小作制度が最も生産効率的であることを証明している。

彼のモデルの設定は、①生産物市場と要素市場は全て完全競争的で、取引費用は無視できる、②地主は一定の所有地からの地代収入から小作農に対する報償 (remuneration) を差し引いた所得を、小作農が他の就業機会を選択しないように見積りつつ小作地における産出量、小作料率について極大化する。このような設定を数学的に表現すると、形式的には、以下のような制約条件付きの極大化問題に帰着する。

$$\begin{matrix} \max_{r \cdot \theta \cdot f \cdot \lambda} L = E[U_1(r \cdot p \cdot f \cdot \mu - \theta)] + \lambda [E[U_2((1-r) \cdot p \cdot f \cdot \mu - c(f) + \theta)] - U_2] \end{matrix}$$

ここで、 $U_1(\cdot)$ 、 $U_2(\cdot)$ はそれぞれ地主、小作農の効用関数、 $c(\cdot)$ は費用関数を表わし、関数は次のような性質をみたす。 $U'_1 > 0$ 、 $U''_1 < 0$ 、 $c' > 0$ 、 $c'' > 0$ 。また、 P は生産物価格、 r は小作料率、 θ は小作農に対する報償¹⁹⁾、 f は生産量、 μ は価格あるいは収量変動を反映する確率変数、 λ はラグデンシュ乗数をそれぞれ表わす。

Sutinen はさらに、効用関数を $U = -e^{-A_i x}$ の型に、 μ の分布密度関数をガンマ関数に特定化する (A_i は Arrow=Pratt 流の絶対的危険回避度、 x は所得)。このような極大化問題のに関する一階の条件より、

$$P = \frac{[A_1 \cdot r \cdot p \cdot f + \lambda]}{\rho} \cdot c'$$
 を導く。

(ρ , A は分布密度関数のパラメーター)をして上式と、定額小作 ($r=0$ の場合) および賃金契約 ($r=1$ の場合) とを比較する。

〔定額の場合〕 〔賃金契約の場合〕

$$P = \frac{[A_1 \cdot \rho \cdot f + A]}{\rho} \cdot c' \quad P = \frac{[A_2 \cdot \rho \cdot f + A]}{\rho} \cdot c'$$

これら方式を比較すると、

$$\frac{[A_1 \cdot r \cdot \rho \cdot f + A]}{\rho} < \frac{[A_1 \cdot \rho \cdot f + A]}{\rho}$$

$$\frac{[A_1 \cdot r \cdot \rho \cdot f + A]}{\rho} < \frac{[A_2 \cdot \rho \cdot f + A]}{\rho}$$

という関係が導かれる。Sutinen は、 $r=A_1/A_1+A_2$ という関係を利用して、 A_1 , A_2 が正であれば刈分小作の場合の均衡生産量は他のケースのそれよりも大きくなることを示している。また、この場合、同じ刈分小作契約の下でも地主の危険回避度が小作農のそれに比べて小さければ、生産量は大きくなる。さらに、Cheung の資源配分に関する命題は、Sutinen のモデルにおいて各経済主体が危険に対して中立的である（つまり、 $A_1, A_2=0$ ）場合に達成される。

このように、Sutinen の貢献は、Cheung の定式化に、経済主体の危険に対する態度の相違と生産効率との関連（リスクとインセンティブとの関連）を考慮できる要素を導入した点にある。言い換えれば、Cheung が 2 次元で矛盾を内包した形で考察した問題を Sutinen は 1 次元で整合的に考察し、取引費用を無視すれば、生産効率性によって小作制度の選択できる可能性を示唆したのである。

ところで、Cheung の数学モデル、Newbery, Sutinen らの分析は、地主が独占的な交渉力をもつという前提に大きく依存しており、Cheung, Reid の競争均衡モデルによる結論は、小作料率と労働集約度が市場において決定されるという設定に依拠している。これらの設定は、少なくとも東南アジアにおける刈分小作制度を考察しようとする場合に、現実的妥当性をもちそうにな

刈分小作制度の諸理論

い。東南アジアの農村経済における取引は、相対取引が主体であり²⁰⁾、上記いずれの取引形態も当てはまらない。

この点で、Hsiao (1975) の指摘は、東南アジアにおける刈分小作の理論に関する発展の方向を示唆している、という意味で興味深い。

彼は、要素投入行動について意志定を行なうのはあくまで小作農であるという立場をとる。そして伝統的な T.E.A にしたがえば生じるであろう、図 1 の A.P.J に相当する生産外部性を内部化するためには、地主、小作農間の相互連関あるいは交渉が行われることが不可欠なはずであるとし、Buck (1930), Bray (1963), Reid (1973) 等の事例をその論拠として引用する。

従来、地主、小作農間で小作契約が結ばれる過程については、ほとんど理解されず²¹⁾にモデルの設定が行われていたことを考慮すると、交渉という側面に光を投じた Hsiao の指摘の意義は大きい。

Mangahas (1975), Roumasset (1979) らも Hsiao 同様、地主、小作農間の一対一の交渉による取引という側面に着目している。とくに、Roumasset は、一対一の取り引きをその特徴とする小作契約の場合、Reid のような競争的市場で契約条項が決定されるという仮定は不適当であり、交渉費用が無視できる場合には交渉モデルによる解釈が有効であると主張する。

彼は、Debreu=Scarf (1963), Auman (1964) らによるいわゆる極限定理（多数財、生産を含むケースで、無原子経済下で取引費用を無視すると、ワルラス均衡と市場のコアとが一致する）を援用し、たとえ契約条項を各経済主体が対等な立場で交渉可能であるとした場合でも Cheung の均衡解が達成されることを例証した²²⁾。

、小作主地農間の相互連関を通じて小作契約が結ばれているケースが多いという東南アジアの実態を念頭におくとき、Hsiao Poumasset らの着眼点は多くの示唆を与えてくれる。

にもかかわらず、彼らの議論は交渉に要する種々の取引費用を無視したも

のであった。道徳的危険や、より一般的には交渉相手の情報に関する不確実性から派生する諸問題を考慮に入れた場合には、競争的均衡を必ずしも達成できない（Arrow (1963), Radner (1969)）。むしろ、取引費用の存在を前提にした上で、しかも、より対等な立場で交渉が行われる場合に、いかなる小作契約の形態が最良のものであるか、という問題設定こそが現実の要請に応じたものであるといえよう。

Roumasset の業績は、Cheung の命題がより多くの市場状況で成立することを示しており、その意味で Cheung の選択理論を補完したと考えてよいであろう。

同様の貢献は、労働市場が不完全な場合でも Cheung の命題が成り立つといいう方向から、Newbery (1975), (1977) によってなされている。前者では、雇用される確率がではないケース、後者では賃金率の水準が不確定（確率的）なケースを扱っている。以下では、前者について概説しておこう。

そこでは、生産が N 段階の生産過程を経て行われる。生産要素市場のうち、土地用役市場は完全競争的で割分、定額双方の形態の契約が可能で、競争的地代 R が存在する。また、労働市場では：毎日セリが行われて入り、一定の賃金 w で雇用される確率は P (<1) である（この確率はそれ以前の成功、失敗から独立である）。さらに、 N 段階の投入労働量の最低水準の労働量と土地面積が、生産量を決定すると考える。このような設定の下で、小作農は、生産関数 $Y=F[H, M_{in}(m_i; i=1, \dots, N)]$ （ここで、 H は土地面積、 m_i は各生産過程で投入可能な労働投入日数 n のうち経営に投入する日数を表わす）を制約条件に、 m_i について所得を極大化する。このとき、経営内労働投入量を 1 日増すことによって失う労働市場での機会所得は、 $w \cdot P_s = w \cdot \sum_{t=s+1}^t \binom{t}{s} \cdot P^t \cdot (1-P)^{t-s} (n-s=m)$ であり、この限界費用と限界収入が一致する点で、経営内労働投入日数 m が決まる。

ところで、労働の限界生産力は、割分の場合 $(1-r) \cdot F_2(H, m)$ 、定額では

$F_2(H, m)$ となる。したがって同じ m の水準では定額で土地を借りる方が限界的な収入は大きいため、定額小作地借入への誘因が小作農に生じる。一方地主も貸し出しを制限するメリットが存在するわけではないから、小作農の要求に応じて貸し出しが行われる。こうして、均衡労働投入日数が $m=n$ となるまで定額小作契約で土地の借入が行われ、均衡では $F_2=w$ が達成される。

他方、刈分小作制の下で成立する競争的均衡条件は、労働について、 $(1-r) \cdot F_2 = w \cdot P_{n-m} = w \cdot (1-r)$ 、土地について $rF = RH$ となり、 m, H の均衡値がユニークに決まる。生産関数に一次向次の仮定を設けるとこの均衡状態では、刈分制、定額制双方の労働集約度に関する限界生産力は、共に賃金率 w に等しく、Cheung の命題が成立していることがわかる。

1977年の論文では、賃金率が multiplicative な確率的賃金率であるような場合について、同様の結論を導いている。

Newbery のように純粹に理論的関心に基づいたものではないが、要素市場の不完全性と刈分小作制度との関連性が Bardhan らによって指摘されている。彼らの仕事は、刈分小作選択の問題や資源配分の効率性の問題に焦点が当たられているというよりはむしろ、インドにおける地主、小作関係の経済学的性格付けを目指すものであるが、Reid が示唆した取引費用削減のためのシステムとしての刈分小作制という視座を提供しているという意味で興味深い。

従来、インドの地主、小作関係（契約形態は刈分小作が支配的）は、Bhaduri (1973), (1977) のように現代経済の立場からも半封建的と規定する傾向が強かった²³⁾。

一方、最近行われた広範な実態調査結果に基づいた、Rudra (1975), Bardhan=Rudra (1978), (1980) らの報告は、このような刈分小作制度の半封建的性格付けに対して否定的な見解を示している。とくに Bardhan は、刈分小作制

度が封建制の徵候を示していないとし、インド農村において広く観察される潜在的失業：高率の小作料率、利子率等を説明するために小作、労働、消費信用のつの市場における不完全性をモデル化している (Bardhan (1976), (1977), (1979))。ただし、彼はこの段級で、3つの市場の Interlinkage を、市場の不完全性によって生じる取引費用削減のための手段として使えるに至っていなかった。

その後、Bardhan (1980) では、地主による資本制限、農繁期の労働需要の競合、農閑期の雇用不足、非市場的生産資源の存在、等々の市場の不完全性が存在する場合、市場を通じた取引よりも特定の地主、小作農間の土地・資本・労働の交換をリンクした取引形態の方が、取引費用（監視費用、調達費用）を削減するという意味で効果的な方法である、という主旨の記述的シナリオを描いている。

ここで、Bardhan は資源配分の効率性について考察していないが、福井 (1980a) は類似の視点から刈分小作制度の経済分析を行い、それがより高い土地生産性を達成しうることを論証している。

また、Srinivasan (1980) も、消費信用と刈分小作制度とをリンクした地主、小作関係のモデルを用いて、地主が利子率や小作料率を操作しなくとも、小作地の分割によって小作人の生産努力を高め、土地生産性を上昇させることができることを示している。

次節では、以上の理論的発展をふまえて、東南アジアにおける「互酬的」刈分小作制度の理論的解釈を試みる。

VIII. 刈分小作の理論といわゆる「互酬的」刈分小作制度の実態

一般に、伝統的土地貸借制度と考えられている刈分小作制度は、従来、小

刈分小作制度の諸理論

作農の地主支配からの解放、といった経済史、社会学的視点からだけでなく、土地利用の静態的・動態的不効率性という理由で、経済学の立場からも、その廃止を謳われることが多かった (A. Smith, A. Marshall, R. Schickele, R.O. Heady 等)。

しかし、G. Johnson がこのような思潮に疑問を呈出して以来、数多くの実証研究が行われたにもかかげらず、いずれも理論を正当づけることができなかつた (Heady=Kehrberg, Heady, Bray)。東南アジアにおいても、刈分小作の場合に、定額小作や自作一賃金労働者雇用といった形態をとる場合と比較して、単位面積当たり収量が低いとはいえないという同様の事例が多く観察されている (Ruttan, Mangahas et al., Fujimoto, Huang, 福井)。

では、なぜ東南アジアの一部地域において刈分小作制は、地利用の効率性という観点から劣位になく、さらにまた、実際に選択されているのだろうか。

Cheung や Reid の競争均衡モデルでは、市場で小作料率と労働集約度が決定されるという仮定が設けられ、刈分小作も定額小作や賃金契約と同等の効率性を達成しうることが示された。また、Cheung の数学モデル、Newbery の修正モデル、および Sutinen などは、地主の売手独占的行動を前提にした上で、刈分小作制度の生産効率性を論証した。さらに Cheung は、刈分小作が選択されるのは取引費用面での劣等性を相殺するに足る危険分担機能に専ら依るのだと主張した。

競争均衡モデルの東南アジアへの適応可能性については、先に述べたとおり否定的である。また、フィリピンや西マレーシア等に観察される中小規模地主と小作農との間に結ばれる「互酬的」刈分小作契約の場合には、地主が売手独占的に行動するとは考えにくい。さらに、新技術の小作農への普及、農地改革などによって、地主による小作農支配が弛緩しても²⁴⁾なお、伝統的な刈分小作制度が根強く残存しているという事実は、刈分小作制度と地主の

独占的交渉力との関連性が希薄であることを示唆している。

Cheung の主張する危険分担機能についても、フィリピンや西マレーシアの一部地域において、農業の技術革新が定着し、収量の安定が達成されてもなお、伝統的な刈分小作制度が残存している²⁵⁾、という観察事実は、収量変動がもたらす不確実性という要素の重要性を否定するものであろう。

たとえば、フィリピンにおいては、1963年農地改革法によって刈分小作は違法であるとされ、過去の平均収量の25%相当分にあたる定額小作への移行が義務づけられている（伝統的な地主、小作の分配率は50-50）。しかも、農業技術の普及や農地改革政策の影響で、多毛作化によって収量が増大し収量変動の影響が小さくなってきていているにもかかわらず、刈分小作制からの移行は遅々として進歩しないのが実情である。とりわけ、個人的人間関係を基軸にした先述の「互酬的」刈分小作制度の場合には、この傾向が強い²⁶⁾。

また、西マレーシアにおいても、比較的農業の近代化が遅れた地域では同様の傾向が観察される。そこでは、灌漑施設が整備され収量が安定してきているにもかかよらず、血縁間あるいは凝聚血縁間で結ばれた小作契約は、刈分という形態をとるケースが多いという²⁷⁾。

Adams=Rask, Sutinen, Newberry, Reid, Huang らは、刈分小作制度が土地生産性という比較規準に照らして少なくとも劣位にない、あるいは選択されるという事実の理論的解釈を、異なった視角から試みた。しかし、これらの理論も、フィリピン、西マレーシア等の事例に対しては、必ずしも充分な説得力を持っているとは言い難い。これらの議論について、論点を要約すると、以下のようになる²⁸⁾。

①投入要素費用の分担契約によって、地主・小作農双方に利益を付与することは、理論的には可能である。しかし、現実には分担割合の算定に当たって計算上の困難が生じるばかりでなく、東南アジア農村では、要素費用のかなりの部分を占める雇用労働費用について費用分担がなされていないのが普通

である。

②地主が小作農に対する臨時報酬あるいは臨時徵収を行なうことによって小作農の生産活動に影響を与える、というような慣例は一般的ではない。

③地主と小作農とが利害を共にするという、Reid の考へているような事例は、フィリピンやマレーシアの農村調査では観察されていない。

④労働市場の不完全性から生じる小作農の割引き期待雇用賃金率という要素は、家族労的經營を前提にしたものであり、雇用労働力をかなりの程度使用するフィリピン、マレーシアの場合には必ずしもこの限りではない。

⑤Huang が主張する最低生活水準近傍における小作農の行動仮説も、労働の逆S字型供給曲線についての直接的証拠が与えられていない以上、フィリピンやマレーシアにおける小作制度を念頭におしと説得力に欠ける。事実、Huang が実例としてあげているアレーシアの Kelantan 州も、西マレーシアでは相対的に生活水準が低いかもしれないが、他のアジア諸国（たとえばインドネシアやインド）と比較した場合にははるかに豊かな地域なのである²⁹⁾。

さらに、Bardhan らが指摘した、消費あるいは生産信用と小作契約とがリンクされた形の地主・小作関係も、東南アジアではあまり観察されていない³⁰⁾。

このように、VII 節までで概観してきた刈分小作の理論では、「互酬的」刈分小作制度の生成・存立のメカニズムを充分に理解できない。

では、このような目的のためには、いかなる視座を必要とするのか。最後に次節で、「互酬的」刈分小作の理論を構成するための新たな視座を示唆することによって、今後の理論的発展の方向を展望したい。

X. 今後の理論的発展への展望

これまでの議論で明らかなように、刈分小作契約を土地用役市場における

市場メカニズムを通じた取引の関係、と理解するのは困難である。

古くは、Châteauvieux, Sismondi, Mill らによって、最近では Reid. Bardhan らによって指摘されたように、「市場の失敗」を克服するためのシステムとして刈分小作制度を解釈する、という方向こそが、より現実的な刈分論を提供しうると考えられる。

とりわけ、「互酬的」刈分小作制度の場合には、地主と小作農間の血縁、地縁関係を通じた個人と個人との取引であり、継続的な取引が行われる場合には両者の信頼関係が確立され、取引費用削減効果も顕著であろう。

このように、刈分小作契約における特定の個人同志の取引という面から経済分析の立場で有効な接近方法と考えられるのは、Hsiao, Mangahas, Roumasset らが主張する交渉という側面に着目することである。現実には、地主が土地に関して、水作農が労働に関して、最終的な意志決定の権利をもちかっ行使している以上、地主、小作農間での利害の調整が必要となる。その際、交渉に要する費用や契約を履行させるための費用が無視でき、相互の話し合いによって適当な契約が結ばれれば、パレートの意味で最適な状態が達成されうる。

この取引費用が無視できるという仮定は、地主・小作農相互の了解が確立しうるほど、情報（生産、交渉相手についての）が完全な場合には妥当なものである。

しかし、たとえ地主・小作農間の相互連関を通じた相互贈与的信頼関係が成り立っていても、慣行的農業生産過程が熟知されていたとしても、はたして取引費用が無視できるほど情報がゆきわたっていると想定することが適切であろうか。この問題はあくまで事実認識の問題であり、この種の情報の収集が困難な現状では、他の1つの視角として、取引費用の存在を前提とした刈分小作制度の理解という視点が有効であろう。Bardhan も、同様の視点から個人間取引を通じた取引費用の削減効果に着目したのであった。

刈分小作制度の諸理論

Bardhan ほど全体論的ではないが、取引費用と刈分小作制度との関係については Cheung や Reid が論じている。彼らの議論は、刈分小作契約の本質的特徴ともいべき、環境要因の不安定性から生じる不確実性と各経済主体相互の情報の非対称性に起因する不確実性とから生じる費用・便益の関係を、それぞれの側面からどちらかというとし面向に把えたものであった。しかもそこでは、生産効率の問題が、そういった本質的特徴が捨象された形で扱われているのである。

これに実して、Newbery (1973), Stiglitz (1974), (1975) らは、上述の刈分小作契約の本質的側面を考慮し、なおかつ生産効率への影響をも含めた全体論的刈分論への端緒を開く枠組みを提供している³¹⁾。

既に述べたように、労働集約度に関する契約が強制費用なしに履行されるなら、地主が選択した契約（小作料率と労働集約度に関する）は、刈分小作契約でもパレート最適な資源配分をもたらし、それは経済主体双方にとって最善の状態であるといえよう。

しかし、天候や病虫害などの外生的不確定要因が存在し、労働投入量（より一般的には生産活動）に関する情報が地主にとって不完全であるようなより現実的な場合には、経済主体双方にとって最適な契約は、各経済主体の危険回避に対する態度によって異なる。

いま、小作地面積を一定とし、生産関数 $f(\cdot)$ が自然の状態 θ と小作農の労働投入量 a との関数であるとする。また、地主、小作農の効用関数をそれぞれ U^1 , U^2 で、 U^1 は小作料所得の U^2 は、小作所得と労働投入量との関数であるとする。さらに、ある小作契約形態に基づいた小作農の受け取り額を c とし、 c は、生産量 f の関数であると仮定する。このような諸仮定の下で、地主は小作農に最低期待効用水準を保証するようして小作契約を選択することによって、小作農は小作契約を所与として労働投入量を選択することによって、よれぞれの効用を極大化するものとすれば、それぞれの極大化問題は

以下のように表現できる。(ただし、各関数の性質は以下のように規定する。 $U_i^1 > 0$

$$U_{ii}^1 \leq 0, f_{11} > 0, f_{11} < 0$$

$$\text{地主} \quad \underset{c}{\text{Max}} E[U^1 \{f(a, \theta) - c\theta\}] \quad \cdots ①$$

$$s.t. EU^2 \geq \bar{U} \quad \cdots ②$$

$$\text{小作農} \quad \underset{a}{\text{Max}} E[U^2 \{c(f), a\}] \quad \cdots ③$$

ここで、地主にとって、小作農の労働投入量 a は全く未知であるのではなくて、③を通じて間接的に知り得る。そこで、 a の最適水準が c に依存して決まることを利用すると、地主の最適問題は次のように表現できる。

$$\underset{c}{\text{Max}} E[U^1 \{f(a^* \langle c \rangle, \theta) - C(f)\}]$$

$$s.t. EU^2 \geq \bar{U}$$

$$s.t. E(U^2 \{c(f), a^* \langle c \rangle\})$$

この最適問題を解くと、小作農が危険に対して回避的な場合には刈分小作制度が選択される余地が生じる、という命題を導出できる³²⁾。

この命題の解釈は、簡単である。小作農が危険回避的な場合には、時間給賃金契約で一定額を支払うより、ある程度危険を負担させることによって生産へのインセンティブを高めた方が、地主にとって有利である。一方、小作農に全ての危険を負担させない見返りに、地主がより多くの小作料を獲得できる。

以上の定式化自体は、現実との Relevancy を考えると種々の問題点を残しているが³³⁾、各経済主体の情報の非対称性を環境要因に基づく不確実性、小作農による機会主義的性向、人間が本来もつ有限の合理性等々を前提として制度（ここでは刈分小作制度）の問題を考えようとするとき、経済分析による極めて有効な理解の糸口を与えてくれるものといえよう。

ただし、上述の議論は一回限りの取引を扱ったものであった。取引者が市場について完全な情報を持たないならば、過去の経験を基に最も取引相手として望ましいと思われる相手と契約を結ぶであろう。このような場合には取

刈分小作制度の諸理論

引の多くが必然的に継続性をもつことになり、一度限りの取引とは異なった形態を取る可能性がある。このような売手と買手との継続的な取引関係が³⁴⁾、情報が不完全な市場において果たす役割については、刈分論とは別の文脈ではあるが、Okun (1975) によって指摘されている。

「互酬的」刈分小作契約が、多くの場合、同一の経済主体を相手として行われる取引契約である、という事実は、不完全情報下における継続的取引という側面に我々の関心を導かざるを得ない。

以上のような方向で、経済理論的解釈が成り立てば、比較静学が可能となる。

つまり、制度を所与とした場合に、外生変数である政策パラメーターや外部市場の状態を示すパラメーターの変動効果を推測できる。たとえば、農地改革によって小作料率が引き下げられた場合には、互酬的刈分小作制度の下ではかえって農民の厚生が低下するかもしれない。このような可能性を、その所得分配を規定する内生変数への影響を検討することによって推定することができる。また、長期的には、工業化が進展し、非農部門での雇用機会が増大するにつれて刈分小作制度が消滅してゆく、というプロセスが一般的に観察される。今後、そのような労働市場の発展が互惠的刈分小作制度にいかなる影響を及ぼすのかを、労働市場の状態を示すパラメーターの変化を導入することによって検討できる。

このような比較静学の手法を用いた農民の行動変化の方向、厚生水準の変化の方向等についての推論は、従来の経済理論を用いる限り、農地改革や労働市場の発展といった外生的変化が農民の厚生を高めるという結論を導くことになる。

小論で展望した新たな経済理論によれば、必ずしもこのような与件変動が、農民の厚生を高めるとは限らないであろう。なぜなら、外生的パラメーター変化が起こる以前において、農民達は合理的に行動していたという結論

をこの新たな理論は導き出そうとしているのだから。

- 1 たとえば, 滝川 (1976), Jay (1969), 加納 (1979), Hüsker (1979)。
- 2 たとえば, 堀井 (1971), 藤本 (1981), 加納 (1979)。
- 3 この点については, Warriner (1973), アジア開発銀行 (1981) 等を参照。
- 4 この点については, 滝川 (1976), (1977), 梅原 (1979) などを参照。
- 5 本節および次節の展望を執筆するに当っては Johnson (1950), Cheung (1969) Chap. 2 を参考にした。
- 6 Maxwell (1929) pp. 361-404.
- 7 ここで新古典派とは, Warlas, Jevons, Menger らによる限界革命以降の近代経済学者の一群を指す。
- 8 Cheung (1969) は, このような接近方法を, Tax-Equivalent Approach と呼んでいる。以下でもこの呼称(略して T.E.A.)を用いる。
- 9 Boxley (1971) は, Cheung のアプローチを論拠に, Adams=Rask の議論を批判している。この Boxley の批判に対する Kim (1972) による反批判がなされ, Boxley (1972) はそれに答えている。ここで, Kim は T.E.A. による結論を支持し, Boxley はそれを容認しているのであるが, この論点は後に紹介する Bardhan=Srinivasan の Cheung 批判のそれに相通するものがある。
- 10 Cheung は, Buck (1930), (1937) を主として依りどころにしている。
- 11 アジアの多くの国々では, これが普通である。
- 12 Cheung の数学モデルは次のように定式化されている。
$$\begin{aligned} \text{Max } R &= mr.q(h.t), \text{ subject to } \\ &\text{Max}_{\{m,r,t\}} Wt = (1-r)q(h.t) \end{aligned}$$
地主は, 小作農の競争条件を制約条件にして, 一定の所有地を分割する地片数 m, 小作料率 r, 小作農の労働投入量について地代所得を極大化する。ここで, w は市場賃金率, R は地代所得, q は生産量をそれぞれ表わす。
- 13 小作農が借入地面積を操作できるという仮定は, Johnson のアイディアでもあった。
- 14 Newbery (1977) は, この同等性が non-multiplicative risk の場合にも妥当することを証明している。
- 15 Day は, 「畜力耕 - 手摘みという技術的特徴をもつ1930年代には刈分小作が支配的であったが, 1950年代における労働の相対価格の上昇に伴うほぼ完全な大規模機械化生産体系の確立によって, 刈分小作が消滅し大規模家族経営の割合が増大した」, という過程をリカーシブプログラミングによって分析している。

刈分小作制度の諸理論

- 16 $B=S$ (1971) pp. 51-52 の (注 8) では、小作料率が $0 < r < 1$ の場合に、定額あるいは刈分のいずれか一方の小作契約が消滅することが論証されている。
- 17 Stiglitz (1974), Reid (1976) は、不確実性（収量変動）が存在する場合にも同様の結論が導れることを証明している。
- 18 南北戦争後の合衆国南部は、戦前の中国に比べて裁判所の権威が弱く、法的強制力の点で劣るものと考えられ、契約強制費用は極めて高かったであろうと推測される。しかし、Reid は、たとえそうであったとしても、彼のモデルと矛盾を起さない、としている。
- 19 このようなアイディアは、Schickele によってすでに示されている。また、モデルの中での役割は重要で、 θ によって地主が小作農の危険回避的態度を考慮するというメカニズムをこのモデルに導入している。
- 20 この点については、たとえば、Hayami=Kikuchi (1981) 等を参照。
- 21 Johnson も同様のコメントを行なっている ((1950) p. 121)。
- 22 たとえ、地主の数が相対的に少なくとも、絶対数において大きければ同様の結論が得られる (Roumasset (1979) p. 643)。
- 23 これに対しては、Ghose=Saith (1976), Griffin (1974), Newbery (1975), Raj (1978), Srinivasan (1979) 等の批判がなされている。
- 24 このような事実については、菊池 (1979), 梅原 (1979) 等を参照。
- 25 菊池 (1978), 福井 (1980b) における観察事項である。
- 26 このような事実については Fujimoto (1979), (1981), 菊池 (1978), 福井 (1980b) 等を参照。
- 27 このような事実については、Fujimoto (1979), (1981) 大内他 (1976), Horii (1981) 等を参照。
- 28 ①～④についての詳細は、福井 (1980b) を参照。
- 29 Huang (1975) における Kelantan 州のデータと、加納 (1980) におけるジャワのデータとを比較してみるとこの点は一層明瞭となろう。
- 30 Roumasset (1977), Takemura (1979) 等を参照。
- 31 既に紹介したように、Newbery, Stiglitz は、地主、小作農双方共に定額小作と賃金契約とを混合した契約を結べば、危険分担の面で刈分小作と同等の機能が維持できることを示した。そして、賃金契約（時間給）の場合には労働者の Shirkung の問題が生じ (Alchian=Demsetz (1972)) 契約を履行させるためには監視が必要で、それには費用を要するため刈分小作制が選択される余地が生じる、と論じている。Lucas (1979) は、このような場合に刈分制の導入によって社会厚生

東洋文化研究所紀要 第90冊

が高まることを論証している。

- 32 導出方法については、Stiglitz (1974), Mirrlees (1976), Harris=Raviv (1978), Shavell (1979), Holmström (1979) 等を参照。なお、Stiglitz 以降の論文では、Agent (小論では小作農にあたる) の行動に関する監視技術の効能についても論じられている。
- 33 これらの問題点、さらには監視と刈分制との組み合わせによる契約の現実的妥当性については、福井 (1982) を参照されたい。
- 34 この “Customer Market” の理論的考察については、倉沢 = 蔡下 (1981) 参照。

〔引用文献〕

- [1] Adams, D.E. and Rask, N., "Economics of Cost-Share Leases in Less-developed Countries", *Am. J. Agr. Econ.* 50, pp. 935~942, 1968.
- [2] ____ and ____, "Economics of Cost-Share Leases: A Reply," *Am. J. Agr. Econ.* 51, pp. 695~697, 1969.
- [3] ____ and ____, "Leasing Recommendations for Less-Developed Countries: Reply", *Amr. J. Agr. Econ.* 52, 1970.
- [4] 秋野正勝「書評：スティーベン・N・S・チャン著『分益小作制の理論』」、『農業総合研究』第28巻、pp. 183~188、1974年。
- [5] Alchian, A.A., "Uncertainty, Evolution, and Economic Theory," *J.P.E.* 58, pp. 211-221, 1950.
- [6] ___, and Demsetz, H., "Production, Information Costs, and Economic Organization," *A.E.R.* 62, pp. 777~795, 1972.
- [7] Arrow, K.J., "Uncertainty and the Welfare Economics of Medical Care," *A.E.R.* 53, pp. 941~973, 1973.
- [8] アジア開発銀行特別作業班編『農村アジアへの挑戦』山田、秋野、館、清水共訳、国際開発ジャーナル社、1980。
- [9] Aumann, R.J., "Markets with a Continuum of Traders" *Econometrica*, 32, pp. 39~50, 1964.
- [10] Bardhan, P.K. and Srinivasan, T.N., "Cropsharing Tenancy in Agriculture; A Theoretical and Empirical Studies", *A.E.R.* 61, pp. 48~64, 1971.
- [11] ___, and ____, "Cropsharing Tenancy in Agriculture: Rejoinder," *A.E.R.*, 64, pp. 1067~1069, 1974.

- [12] Bardhan, P.K., "Variations in Extent and Forms of Agricultural Tenancy: Analysis of Indian Data across Regions and over Time," *Economic and Political Weekly*, 11, pp. 1505~1511 and pp. 1541~1546, 1976.
- [13] ___, "Variations in Forms of Tenancy in a Peasant Economy," *Journal of Development Economics*, 4, pp. 105~118, 1977.
- [14] ___, "Agricultural Development and Land Tenancy in a Peasant Economy: A Theoretical and Empirical Analysis", *Am. J. Agr. Econ*, 61, pp. 367~384, 1979.
- [15] ___, "Interlocking Factor Markets and Agrarian Development: A Review of Issues," *Oxford Economic Papers*, 32, pp. 82~98, 1980.
- [16] ___, and Rudra, A., "Interlinkage of Land, Labor and Credit Relations: Analysis of Village Survey Date in East India," *Economic and Political Weekly* 13, pp. 367~384, 1978.
- [17] __ and ___, "Terms and Conditions of Sharecropping Contracts: An Analysis of Village Survey Date in India," *Journal of Development Studies*, 15, pp. 287~302, 1980.
- [18] Bhaduri, A., "Agricultural Backwardness under Semi-Feudalism," *E.J.* 83, pp. 120~137, 1973.
- [19] Bhaduri, A., "On the Formation of Usurious Interest Rates in Backward Agriculture", *Cambridge Journal of Economics*, pp. 34~52, 1977.
- [20] Boxley, R.F., "Cost-Share Leases Revisited Again" *Am. J. Agr. Econ*, 54, pp. 530~532, 1971.
- [21] ___, "Economics of Cropshare, Once Again: Reply." *Am. J. Agr. Econ*, 54, pp. 688~689, 1972.
- [22] Bray, J.O., "Farm Tenancy and Productivity in Agriculture: The Case of the United States," *Food Res. Inst. Studies*, 4, pp. 25~38, 1963.
- [23] Buck, J.L. *Chinese Farm Economy*. Chicago: Univ. of Chicago Press, 1930.
- [24] ___. *Land Utilization in China*. Chicago: Univ. of Chicago Press, 1938.
- [25] Burcroff, R., "Sharecropping and Managerial Incentives in the Philippines," mimeo. New Haven, Conn: Yale Univ., n.d.
- [26] Châteauvieux, *Letters from Italy*, n.d. translated by Rigby.
- [27] Cheung, S.N.S., "Private Property Rights and Sharecropping," *J.P.E*, 76, pp. 1107~1122, 1968.

東洋文化研究所紀要 第90冊

- [28] ___, *The Theory of Share Tenancy*. Chicago: Univ. Chicago Press, 1969.
- [29] Day, R.H., "The Economics of Technological Change and the Demise of the Share-Cropper," *A.E.R.*, 57, pp. 427~429, 1967.
- [30] Debreu, G., and Scarf, H., "A Limit Theorem on the Core of an Economy," *Int. Econ. Rev.* 4, pp. 235~246, 1963.
- [31] Drake, L.S., "Comparative Productivity of Share-and Cash-Rent Systems of Tenure," *J.F.E.*, 34, pp. 535~550, 1952.
- [32] Betham-Edwards, ed., *Arthur Young's Travels in France during the Years 1787, 1788, and 1789*. London: George Bell and Sons, 1892.
- [33] Fujimoto, A., "Land Tenure and Land Reform in Malaysian Rice Production," Paper Presented at the Second National Colloquium of the Malaysia Society Asian Studies Association of Australia, James Cook University, Townsville, August, 1979.
- [34] 藤本彰三「マレー人稻作農民の土地制度と地主、小作関係」『アジア経済』第22巻7号, pp. 2~20, 1981~7.
- [35] 福井清一(a)「互恵的刈分小作労働慣行へのゲーム論的接近」『農業経済研究』第51巻4号, pp. 172~178, 1980~3.
- [36] ____(b)「農地改革・二人関係・刈分小作——中部ルソン一米作農村の事例より——」『農林業問題研究』第16巻3号, pp. 37~45, 1980~9.
- [37] __『情報の不完全性下における「互酬的」刈分小作制度と信頼』1982年逗子コンファレンス提出論文。
- [38] Georgescu-Roegen, N., "Economic Theory and Agrarian Economics," *Oxford Economic Papers*, 7, pp. 1~40, 1960.
- [39] Gisser, M., "Economics of Cost-Share Leases: Comment," *Am. J. Agr. Econ.*, 51, pp. 692~695, 1969.
- [40] Gray, L.C., and Turner, H.A., The Farm Lease Contract. *USDA Farmer's Bull.* 1164, Oct. 1920.
- [41] Haberler, G., "Critical Observations on Some Current Nations in the Theory of Economic Development," *L'Industria* no. 2, 1957.
- [42] Harris, M. and Raviv, A., "Some Results on Incentive Contracts," *A.E.R.* 68, pp. 20~30, 1978.
- [43] Hayami, Y. and Kikuchi, M. *Asian Village Economy at the Crossroads*, Univ. of Tokyo Press, 1981.

刈分小作制度の諸理論

- [44] Heady, E.O., "Economics of Farm Leasing Systems," *J.F.E.*, 29, pp. 659~678, 1947.
- [45] Heady, E.O. and Kehrberg, E.W., "Relationship of Crop Share and Cash Leasing Systems to Farming Efficiency," *Research Bulletin* 386, pp. 635~683, 1952.
- [46] Heady E.O., "Marginal Resource Productivity and Imputation of Shares for a Sample of Rented Farms," *J.P.E.* 63, pp. 500~511, 1955.
- [47] Higgs, H., "Metayage in Western France," *E.J.* 4, pp. 1~13, 1894.
- [48] Higgs, R., "Patterns of Farm Rental in the Georgia Cotton Belt, 1880~1900," *J.Econ. Hist.* 34, p. 468~482, 1974.
- [49] Ho, S.P.S., "Uncertainty and the Choice of Tenure Arrangements: Some Hypotheses," *Am. J. Agr. Econ.* 58, pp. 88~92, 1976.
- [50] Holmström, B., "Moral Hazard and Observability," *Bell Journal of Economics*, 10, pp. 74~91, 1979.
- [51] 堀井健三「マレーシア米作地帯における地主、小作関係の実態と性格——ケダー州、スンガイ・ブジョール村の事例——」『アジア経済』第12巻10号, pp. 18~47, 1971-10.
- [52] Horii, K. *Rice Economy and Land Tenure in West Malaysia*, Institute of Developing Economies, 1981.
- [53] Hsiao, J.G., "The Theory of Share Tenancy Revisited," *J.P.E.*, 83, pp. 1023~1032, 1975.
- [54] Huang, Y., Risk, Entrepreneurship, and Tenancy", *J.P.E.*, 81, pp. 1241~1244, 1973.
- [55] ___, "Tenancy Patterns, Productivity, and Rentals in Malaysia," *Econ. Dev. Cult. Change*, 23, pp. 703~718, 1975.
- [56] ___, "Backward-Bending Supply Curves and Behaviour of Subsistence Farmers," *Journal of Development Studies*, 12, pp. 191~209, 1977.
- [57] Hüskens, F., "Landlords, Sharecroppers and Agricultural Laborers: Changing Labor Relations in Rural Java," *Journal of Contemporary Asia*, 9, pp. 140~151, 1979.
- [58] Issawi, C., "Farm Output Under Fixed Rents and Share Tenancy," *Land Economics*, 33, pp. 74~77, 1957.
- [59] Jay, R.R. *Javanese Villagers: Social Relations in Rural Modjokuto*, Cambri-

東洋文化研究所紀要 第90冊

- dge in Massachusetts/London, 1969.
- [60] Johnson, D.G., "Resource Allocation under Share Contracts," *J.P.E.*, 58, pp. 112~123, 1950.
- [61] Jones, R. *An Essay on the Distribution of Wealth and on the Sources of Taxation Part1-Rent*. London: John Murray, 1831.
- [62] 加納啓良『パグララン——東部ジャワ農村の富と貧困』アジア経済研究所, 研究参考資料272, 1979.
- [63] ____ 「農業問題の中部ジャワ的構造(I)——ジョクジャカルタ特別区の事例に即して——」『アジア経済』第21巻4号, pp. 2~19, 1980—4。
- [64] 菊池真夫「フィリピン農村における制度的変化——ラグナ州一米作農村の事例分析——」『農業総合研究』第32巻3号, pp. 1~77, 1978年。
- [65] ____ 「フィリピン農村における制度的変化Ⅱ」『農業総合研究』第33巻4号, pp. 75~147, 1979年。
- [66] Kim, K.S., "Economics of Cropshare, Once Again: Comment," *Am. J. Agr. Econ.*, 54, pp. 686~688, 1972.
- [67] Knight, F.H. *Risk, Uncertainty, and Profit* New York: Harper & Row, 1965.
- [68] 倉沢賛成, 蔵下史郎「市場と継続的取引: Customer Marketに関する一考察」『エコノミア』第72号, 1981~12.
- [69] Lucas, R.E.B., "Sharing, Monitoring, and Incentives: Marshallian Misallocation Reassessed," *J.P.E.* 87, pp. 501~521, 1979.
- [70] Mangahas, M., "An Economic Theory of Tenant and LandLord Based on a Philippine Case," in *Agriculture in Development Theory*, ed. Lloyd G. Reynolds, New Haven and London: Yale Univ. Press, pp. 138~161, 1975.
- [71] ___, Miralaro, V.A., and de los Reyes, R.P., *Tenants, Lessees, Owners: Welfare Implications of Tenure Change*, Quezon City, Philippines: Ateneo de Manila University Press, 1976.
- [72] Marshall, A., *Principles of Economics*, Macmillan, 1920.
- [73] Maywell, C. ed. *Arthur Young's Travels in France during the Years 1787, 1788, and 1789*. Cambridge Univ. Press, 1929.
- [74] McCulloch, J.R. *Principles of Political Economy*, Edinburgh, 1843.
- [75] Mill, J.S., *Principles of Political Economy*, 1848. 邦訳:末永茂喜訳, 『経済学原理』岩波文庫

刈分小作制度の諸理論

- [76] Miller, W.G., Chryst, W.E., and Ottoson, H.W., "Relative Efficiencies of Farm Tenure Classes in Intrafirm Resource Allocation," *Research Bulletin* 461, pp. 321~327, 1958.
- [78] Mirrless, J., "The Optimal Structure of Incentives and Authority within an Organization," *Bell Journal of Economics*, 7, pp. 105~131, 1976.
- [79] Newbery, D.M.G., "Cropsharing Tenancy in an Equilibrium Model," paper presented to European Meeting of Econometric Society, Oslo 1973.
- [80] ___, "Cropsharing Tenancy in Agriculture: Comment", *A.E.R.* 64, pp. 1060~1066, 1974.
- [81] ___, "The Choice of Rental of Contract in Peasant Agriculture," in *Agriculture in Development Theory*, ed. Lloyd G. Reynolds, New Haven and London: Yale University Press, pp. 109~137, 1975.
- [82] ___, "Risk Sharing, Sharecropping and Uncertain Labour Markets," *R. E.S.* 64, pp. 585~594, 1977.
- [83] Okun, A.M., "Inflation: Its Mechanics and Welfare Costs," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2, 1975.
- [84] 大内力, 川田侃, 佐伯尚美, 高橋彰, 田中学, 堀井健三「西マレーシアの稻作農村(3)」『東京大学経済学論集』第44巻1号, pp. 62~85, 1977~4.
- [85] Radner, R., "Competitive Equilibrium under Uncertainty", *Econometrica*, 36, pp. 31~58, 1968.
- [86] Rao, C.H.H., "Uncertainty, Entrepreneurship, and Sharecropping in India," *J.P.E.* 79, pp. 578~595, 1971.
- [87] Reid, J.D., "Sharecropping as an Understandable Market Response: The Post-Bellum South," *J. Econ. Hist.* 33, pp. 106~130, 1973.
- [88] ___, "Sharecropping and Agricultural Uncertainty," *Econ. Dev. Cult. Change*, 24, pp. 549~576, 1976.
- [89] ___, "The Theory of Share Tenancy Revisited-Again," *J.P.E.* 85, pp. 403~407, 1977.
- [90] Roumasset, J.A. *Rice and Risk*, Amsterdam: North-Holland Publishing Company, 1977.
- [91] ___, "Sharecropping, Production Externalities, and the Theory of Contracts," *Am. J. Agr. Econ.* 61, pp. 640~647, 1979.
- [92] Rudra.A., "Share-Cropping Arrangements in West Bengal," *Economic and*

東洋文化研究所紀要 第90冊

- Political Weekly*, 12, pp. A-58~A-63, 1975.
- [93] Ruttan, V.W., "Tenure and Productivity of Philippine Rice Producing Farms", *The Philippine Economic Journal* 10, pp. 42~63, 1966.
- [94] Schickele, R., "Effect of Tenure Systems on Agricultural Efficiency," *J.F.E.* 23, pp. 185~207, 1941.
- [95] Scott, J.T.Jr., "Leasing Recommendations for Less-Developed Countries: An Extension of Leasing Theory," *Am. J. Agr. Econ.* 52, pp. 610~613, 1970.
- [96] Sen, A.K., "Peasants and Dualism with or without Surplus Labor," *J.P.E.* 74, pp. 425~450, 1966.
- [97] Shavell,S., "Risk Sharing and Incentives in the principal and Agent Relationship," *Bell Journal of Economics*, 10, pp. 55~73, 1979.
- [98] Shlomowitz, R., "The Transition from Slave to Freedman Labor Arrangements in Southern Agriculture, 1865~1870," mimeo. Chicago: Univ. Chicago, 1975.
- [99] Schultz, T. *Transforming Traditional Agriculture*, Yale Univ, 1964.
- [100] Sismondi, J.C.L. Simonde de: *Nouveaux principes d'économie politique, ou de la richesse dans ses rapports avec la population*. 2nde éd. T. 1-2, Paris 1827.
邦訳：菅間正朔訳『経済学新原理』世界古典文庫、日本評論社。
- [101] Smith, A. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* London, 1950. 邦訳：大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富ニ』岩波文庫
- [102] Stiglitz, J., "Risk Sharing and Incentives in Sharecropping," *R.E.S.* 61, pp. 219~256, 1974.
- [103] ___, "Incentives Risk and Information: Note Toward a Theory of Hierarchy," *Bell Journal of Economics*, 6. pp. 552~579, 1975.
- [104] Srinivasan, T.N., "Agrarian Reforms in Developing Rural Economies Characterized by Interlinked Credit and Tenancy Markets," World Bank Staff Working Paper no, 433, 1980.
- [105] Sutinen, J. G., "The Rational Choice of Share Leasing and Implications for Efficiency," *Am. J. Agr. Econ.* pp. 613~621, 1975.
- [106] 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所, 1976.
- [107] __「戒厳令下フィリピンの農地改革——その実態と問題点——」『農業構造問題研究』pp. 1~17, 1977年1月。
- [108] Turgot, A.R.J., "Mémoire sur la-Surcharge des Impositions qu'éprouvait

刈分小作制度の諸理論

- la Généralité de Limoges, adressé au Conseil d'Etaten 1766," pp. 260~304 of *the fourth volume of Turgot's Works.* n.d.
- [109] 梅原弘光「フィリピンの農地改革と農民——中部ルソンの一米作ハシエンダの事例を中心として——」『アジア研究』25~1. pp. 30~52, 1979.
- [110] Viner,J., "Some Reflections on the Concept of 'Disguised Unemployment'," *Indian Journal of Economics* pp. 17~22, 1957.
- [111] Winters, D.L., "Tenant Farming in Iowa: 1860~1900," *Agricultural Hist.*, 48, pp. 130~150, 1974.
- [112] Wright, G., and Kunreuther, H., "Cotton, Corn and Risk in the Nineteenth Century," *J. Econ. Hist.* 35, pp. 526~551, 1975.
- [113] Warriner, D., Results of Land Reform in Asian and Latin American Countries," *Food Res. Inst. Studies*, 12, pp. 115~131, 1973.
- [114] Young, A. *Travels in France during the Years 1787, 1788, and 1789.* Cambridge Univ. Press, 1929.